

523

337
289

布施辰治編著

家賃・解雇手当
借金・損害賠償
支拂命令
等と如何に戦ふか？

(改訂版)

春陽堂 版



0014723000

0014723-000

特230-67

家賃・解雇手当・借金・損害賠償
支払命令・等と如何に戦ふか

布施辰治・編著

春陽堂

改訂版
昭和6

ACE

不況対策パンフレット集

我々は如何すればよいのか？

失はれて行く人間味，増加してくるルンペン達
街頭に，工場に鑛山に，船に我々は日毎に多く，
強く，救を求むる人々の聲を聞く。

我々は如何すればよいのか？？

視よ！ 不況対策の法律戦術を。取れ唯一の×
を。本パンフレット第二輯に於ける具體的戦術指
導は忽ち×××××××發賣禁止となつた。

就いて一九三一年の不況を打開せよ！ 不幸を
回避し幸運の追求に徹底せよ！！

第一輯 殺人的不景氣とその切抜策

..... 布施辰治編著

第二輯 家賃・解雇手當・借金・損害賠償・支拂 命令等と如何に戦ふか

..... 布施辰治編著

第三輯 小作料・土地取上・無盡・差押等と如 何に戦ふか.....

..... 布施辰治編著

第四輯 強制執行・競賣對策戦術の研究.....

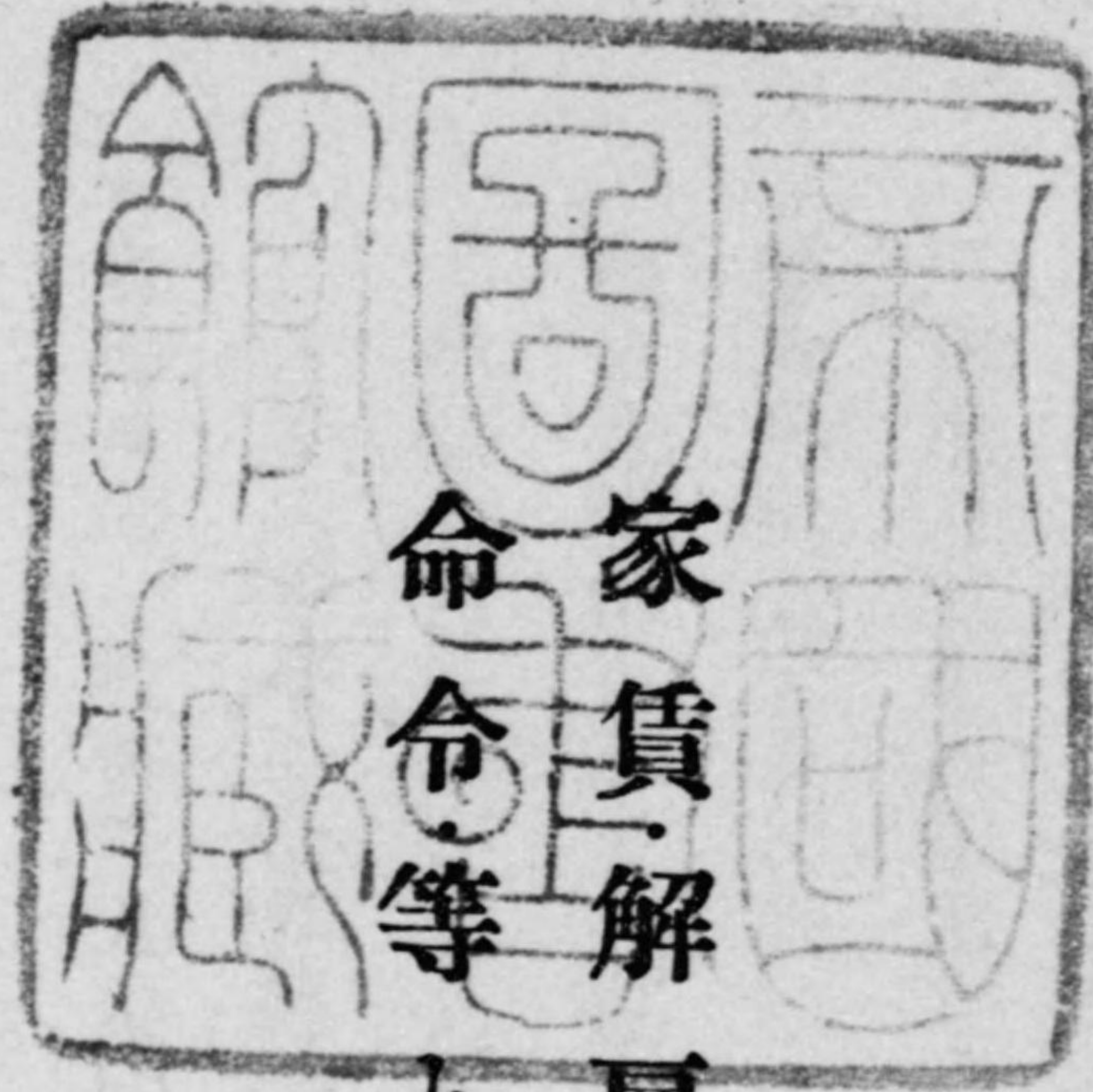
..... 布施辰治編著

第五輯 不景氣に伴ふ民事事件の戦略と戦術

..... 希施辰治編著

春 陽 堂 發 行

特230
67



布施辰治編著

家賃・解雇手當・借金・損害賠償・支拂
命令等と如何に戦ふか



序

私どもは、從來、無産階級の解放を目的とした法律學の研究、就中、その法律の利
用善用乃至その逆用を實際問題解決の戦術として戦闘的組織を有つ労働者農民借家人
等々の無産大衆に獻げて來ました。その具體的事件に對する研究考察の結果を無産階
級法律戦術として、血のニジムやうな實際的問題の生活難の解決難のための問答とし
て執筆したものが、あらゆる無産大衆のための法律問題を網羅してゐます。

ところで今や世界的經濟恐慌の慢性的不景氣の嵐に襲はれた労働者農民小商人失業
者等々の一般無産大衆は、斷然、さうした殺人的不景氣を切り抜けて、絶対に生きな
ければならない人生途上實際問題の解決に悩む法律關係の生活戦に苦しめられて居ま
す。

ここに、私どもは、從來、私どもと特に結び付いた組織的無産階級戦線關係におか

れる一部の戦闘的労働者農民借家人等々の無産大衆にのみ無産階級法律問答の戦術研究を留めておくことが、いかに不當であるかといふことを考へさせられたので、出来るだけ多数の一般無産大衆諸君と共に、恐らくは諸君の周囲を十重、二十重にとりかこんでゐるだらうところの法律問題について、能うかぎりの共同闘争線をひろげ、また、諸君の悩んでをられるだらうところの實際問題について及ぶかぎりの武器として「彼等の法律で彼等を縛る」逆手のメスを揮ふ本パンフレットを編輯することにしたのです。

二

世の中には、昨今の不景氣につけこみ、いろいろな奸悪手段を廻らして、法律的に無知な無産大衆を脅やかしつゝ私腹をこやしてゐるものが多い筈です。津々浦々には札つきの三百代言などがあつて、よく貸主の手先を働らく悪辣な不良行爲の限りを、しかも公然とやつてゐる奴があるさうです。私どもは、かうした話をきくと、いつも憤慨にたへない激情に燃えます。

とくに——人——人生——とくに×××××——を×××××ための法律を、百倍にもまして、より人を苦しめるための道具とし、無産者を迫害、搾取するための武器にするのに對して、多少でもその法律の正體のいかなるものかを知つて居る私どもは、階級的な立場から、徹底的な闘争心の猛烈として湧き起ることを禁じ得ません。さればこそ私どもは、ここに彼等の法律ではあつても、ある程度まで之れを無産階級解放の武器として戦ふ餘地を認め且つ、その利用善用乃至逆用の法律戦術を研究考察して居る立場から法律闘争の戦野を開拓するためにも、そして、また一般大衆諸君との堅き握手を交はすためにも、また更らに無産階級に取つては、従來も現在も苦患と憎惡の的であるところの法律にたいする闘争を一層おし擴めるためにも、廣く無産階級法律問答の戦術を公開した本パンフレットを一般大衆に獻げる喫緊の必要を痛感します。

三

いふまでもなく法律は、單獨で存在する×××の×××な×××ありませぬ。それは、諸君がまづ、法律がどうして作られるか、といふことの経路を考へてみると、い

民事事件累年比較表

年次	受理件数				
	區裁判所	地方裁判所	控訴院	大審院	計
昭和四年	一、五三、一六〇	一六、三六五	一八、四九三	四、六二八	一、七〇四、六五五
昭和三年	一、三〇、二四八	二八、二一九	二、四八一	三、〇一九	一、四五三、〇五七
昭和二年	一、二九、三三七	一六、五九三	二、五一	三、四一五	一、四二七、九三五
昭和元年	一、三六、一三六	二四、〇二二	二、六四	三、一四〇	一、三六四、九六三
大正十五年	一、二六、四九八	二二、八二二	二、一九四	二、六三五	一、三〇六、一三九
大正十四年	一、〇三、五五〇	二二、九一一	一〇、三六五	二、五二九	一、三九、六四五
大正十三年	一、〇九、八二九	一〇七、三七七	九、三〇〇	二、〇五六	一、二八、三四三
大正十二年	九四、四三〇	一〇三、〇三九	八、五五五	一、八一〇	一、〇一七、九〇〇
大正十一年	八三、三六五	九〇、七二二	九、六三〇	一、五九〇	九三三、三〇六
大正十年	七三、七七一	六、三六三	五、九七五	一、四六七	八三三、五八四

のみならず、昭和五年度の統計は立石東京區裁判所監督判事の述べてゐる所による

と「昨年九月末現在と本年度の九月末現在とを比較しますと何れの事件も其数は昨年度の凡そ倍に増加してゐます

四

故に、最も正しい階級的立場を守る私どもは、單純な法律家として立つだけでは、無産階級解放の運動戦線に立つ法律家の資格がなくなることを覺らなければなりません。だから私どもは、最も正しい階級的立場から政治的・經濟的・に法律問題を正しく、しかも自由自在に、あくまで臨機應變的に戦闘化することの必要を痛感させられます、と同時に、私どもさうした立場に立つて、もつとも適應的な法律戦術を發表し、そして昨今の殺人的不景氣と戦ふ無産者大衆の闘争に参加することを心からの義務としなければ爲りません。だが、問題は、要するに、諸君が、いかに正しく、いかに勇敢にこれらの諸戦術を、身をもつて利用するかにかかつてゐるのだから、最後の勝利——無産階級の解放——のために針路をあやまらぬやうにあくまで機敏に且つ巧妙に充分の利用を完ふせられんことを切望します。

この意味で諸君が、靴を隔てて、痒きを搔く思ひあらしめない用意として、もつとも犠牲的な階級の良心に基いて、質問券を添附しておきますからこれを充分利用していただきたい。幸ひにして、このパンフレットがイヨイヨ深刻化する不況対策として諸君の期待に合致するならば甚だ光榮です。

一九三〇年——資本主義經濟組織における記念すべき恐慌の暮に——

布 施 辰 治

目 次

第 一 部

- 第一 借地法と借家法……………一
- 第二 借家人運動日常闘争の指針……………九
- 第三 家賃値下運動と家賃の割出……………二九
- 第四 法律の悪用と優先借家権問題……………三五
- 第五 變名による借家契約の有效性……………四九
- 第六 家屋讓與には借地権の讓與をも含む……………五九
- 第七 家主の不正競業と損害賠償……………六二
- 第八 本建築の繼續的先借權の行使……………七〇
- 第九 保證責任と保證心理……………七三
- 第十 所謂權利金問題……………七五

第十一 官舎家賃問題にたいする闘争……………八

第二部

第十二 不法行爲とは何か……………三

第十三 不景氣と失業手當の問題……………一〇〇

第十四 自由労働者の損害賠償……………一〇四

第十五 指をモガレた無産者の子弟と工場主の責任……………一〇八

第十六 産業危険の損害賠償はどうすればどれ位とれるか……………一三三

第十七 臨時工と工場法の適用……………一三六

第十八 鑛山資本家の攻勢をいかに粉碎するか……………一四四

第三部

第十九 不當利得とは何か……………一五一

第四部

第二十 雇傭……………一六一

第二十一 解雇手當はどの位とれるか……………一七一

第二十二 小工場の解雇手當と工場法の適用……………二〇〇

第五部

第二十三 支拂命令とは如何なるものか「いかに戦ひ敗るか」……………二一九

第六部

第二十四 借金に對する闘争……………二二五

一 借地法と借家法 (大正十年四月八日)

一 「借地」「借家」法の概論

この二つの法律は、借地と借家にたいする保護——居住の自由の保護——のために案出されたもののやうに考へられてゐる。

だが、それにも拘はらず、この法律は、非常に限られてゐる部分にだけ施行されてゐるとどまるのは、われわれにとつて、一つの問題を提示したものである。

おもふに、これら二つの法律は「所有権の自由」にたいして、ある制限を加へたものである。だがしかし、それらの制限は、一般有産者——それらは凡て、選挙権をもつてゐたものであり、また既成政黨の、そしてまた絶対専制勢力の直接間接の地盤でもあつたものである——にとつてもつとも快よからざるもの一つであつた。

のみならず、居住權にたいする鬭争の火種は、主として都市およびその附近の郊外住宅地にのみ布かれたものであり、地方一般には、問題として取上げるほどのものを

もつてゐなかつた。だから、爲政者は——ブルジョアジの政治代表は——まづ、住宅問題の緩和のために、これを次の部署に限つて、適用することにきめたのである。

東京府

『東京市』『荏原郡の内』——入新井町、目黒町、大森町、大井町、品川町、大崎町、平塚村——『豊多摩郡の内』——中野町、落合町、代々幡町、淀橋町、大久保町、戸塚町、千駄ヶ谷町、澁谷町——『北豊島郡の内』——板橋町、王子町、三河島町、尾久町、長崎村、南千住町、巢鴨町、瀧野川町、高田町、日暮里町、西巢鴨町——『南葛飾郡の内』——隅田町、吾嬬町、龜戸町、大島町、寺島町、砂町——『南足立郡の内』——千住町——

京都府 『京都市』

大阪府

『大阪市』『西成郡の内』——今宮町、鷺洲町、豊崎町、中津町、傳法町——『東成郡の内』——鶴橋町、中本町、天王寺町——

神奈川縣 『横濱市』

兵庫縣 『神戸市』

愛知縣 『名古屋市』

われわれは、このやうな特殊法をとほして、いまや、住宅難の叫びは、全國津々浦浦の問題となつてゐる場合にあたつて、この法律の適用範圍の階級性といふことを、いよいよ冷静に見つめなければならぬ。

借地、借家法は、その目的において、「居住權の自由」のためにつくられたものだとするなら、われわれは、まづ現状がどうなつてゐるかを考へるべきである。

なるほど、これらの法文がもつてゐるところの年月——期限を中心にして法律上居住權の存在してゐることは否まれない。けれども、所有權者は決して、黙つて、その制限をうけるものではなかつたし、また、この法律自身も、それらの脱法行爲——抜け道を——塞ぐといふやうなことは、考へても見ないところであつた（否むしろ、意識的にそれを許容したものである）その結果どうなつてゐるかといへば、

第一に——敷金制度の逆襲といふことが一齊に行はれた。敷金といふのは、家屋引渡のとき、未拂の借賃があるときに、それを差引くこと、また、他の何れの債権者にもまして、先取することの出来る物的保証のためのものであるにも拘らず「居住の年限」が法定されたことを理由としてゲンゲン引上げるやうになつた。

敷金は、法律上身分保証金と全く同一の性質をもつものであつて、すくなくとも法定利息をもつて、返還しなければならぬものであるにもかかはらず、無利子で、家主が自由に使ふものとして慣習づけられてゐる。——慣習はあしなべて、われわれにとつて奴隷の慣習であるとしてもこれらは、そのもつとも代表的な慣習であらう——のみならず、貨幣の価格は年と共に下落して行くから、二三年前の敷金一千圓を二三年後にうけとるときは、その額面高が一千圓であつても、貨幣の価値からいつて五百圓（二三年前の）にもあたらないものとなる。いま、物價指數によつて、それを實證するに、一九一三年（大正二年）を百とすれば、一九二七年（昭和二年）の物價は百七十三となつてゐることを見るであらう。

この動かすべからざる事實を前にして、われわれは、何を知りえたかといふに、大正二年に入れた一千圓の敷金は、昨年まで、うけとらうとすれば、ほぼその半額だつたといふ實に驚ろくべき事實——この不當な搾取——をハッキリ見せつけられたのである。而も世人はこれをこころにとめてゐなかつたのだ。（無智なるが故に）

敷金は、かやうにして地主のために、家主のために、搾取されねばならぬやうに運命づけられてゐるものだといふことが明白であるし、かれらは、この悪慣習をもつて、マンマと舌鼓をうつてゐたのである。しかし、この關係は今度の恐慌で漸やく恢復されかかつたとしても、この恐慌はまた、敷金積立の苦痛を一層加重するに至つてゐる。

第二に——權利金の制度——「敷金にもました悪制度」——を逆用しはじめた。これは、いはゆる場所的權利である。だから、商業上、その他、場所によつて、家主が勝手にこの權利を高くする。さうして、最初家主がとつた權利金は、決して借家人に返すものでない、借家人は、次の借家人からとらない以上、もはや、それつきりになつ

てしまふ。

だから、地主、家主は、権利金を高くして、弱い賃借人を、どこまでも搾りとるこ
とができるのである。かういふわけで、いまや、都會の化物屋敷——夜な夜な出でて
人間の生血をすすする怪物のすむところ——の怪物の正體が何かといふことは、われわ
れの目に明らかになつた。

第三に——貸賃額の値上げである。かれらは折があれば、かならず、これを上げて
行くのであつた。ことに東京及その附近では、震災後、無茶苦茶に釣り上げた賃價
格を、チットモさげやうとしない。

所有者たちは、お互に競争的に釣り上げてゐるふうが見える。また、住宅の不足
は、かれらをしてそれを可能ならしめた。

だからこそ、われわれは、斷乎として家賃三割値下げのスローガンをかかげて戦つ
たのであつた。と共に、その闘争を驀進させてゐる。プロレタリアト及無産知識階
級の眞の居住權の獲得をたたかふために、われわれは、住宅問題にたいする全國的な

要求の組織統一をはかつて、ますます勇ましく進まねばならない。

二 借地法とはいかなるものか

第一に——借地權の存續期間は、石造、煉瓦等の堅固なものは六十年、その他の一
般木造等の建物は三十年間有効である。だがその年限中に、朽廢すれば無効となる。

だがしかし、特約をもつて、堅固なものを三十年以上、その他のものを二十年以上
の期間にするといふ契約をしたときには有効である。

それゆゑに、全然契約をしない場合には「六十年と三十年」の期限が有効となるが
「三十年以上と二十年以上」でない契約、たとへば「御入用の節は何時にても返戻い
たすべく候」だとか「十五年、または三年」といつたやうなものはどうなるかといふ
點に問題があさる。

われらは、この際「三十年以上、二十年以上」といふやうな特約を——これをとく
に限つて——許してゐるといふ意味を重要視するから、その他のもの——それ以下の
契約——は一切無効だといふ規定が第十一條の高調點であるといふことを強調する。

第二に——建物の種類を登記しなければ、たとへ、堅固な建物でも、それを堅固でないものとして、短い方の年限を適用するといふ規定がある。

第三に——借地権の期限が来たとき、その土地の上に建物をもつてゐるときには、借地権の更新（さきに結んである契約をまた新らしく、やりなほすこと）を請求することができる。

そのときに地主が、その請求を拒む場合に、その建物を時價〔今後は、原價を第一位にして、それから割引値段を出し時價を二段にすべきである〕で買ひとる請求をすることができる。だから、地主がこの請求を入れない間は、建物をそのまま存続させて戦ふ。

第四に——更新のときは、契約の期限が、短縮される。それは、堅固な建物を三十年、その他のものを二十年とする。だがしかし、その更新のさいに、三十年以上、二十年以上の特別な契約を結んだとすれば、それはもちろん有効である。

第五に——借地権が消滅したときは、土地の所有者が、遅滞なく、その打切を請求しない以上は、契約が更新されたものと見做される。ここにいふ「遅滞なく」といふ

のは、どれだけかの期間をいふか、といふ點が詳しく規定されてないけれども、それらは裁判官の常識をもつて、きめられるのである。

第六に——一定の契約をしたあとで、建物が滅失した、そのときに、建物所有者は残つてゐる期間を利用するために、再建をはじめるとき、もしも、土地所有者が、異議をのべなかつたならば、堅固な建物については三十年、その他について二十年の有効期間が発生する。若しも残存期間が、これよりも長いときには、もちろん、その長い方による。

第七に——第三者（あるもの）が、地主甲の土地に、乙が借地権と共にもつてゐる建物を取得したときに、甲が、その借地権を第三者に譲渡または、また貸しを許さないならば、第三者から、甲に向つて、「その建物を時價でもつて買ひとるべし」といふ請求をすることができる。

策八に——地代や借賃の増減については、租税の公課が原因になるか、あるひはまた、近所の土地の價の高低によつて、契約の條件にかゝわらず、訂正することができる。

る。(だががしかし、これは所有権者の方にのみ有利となる)けれども、特約をもつて、いかなる時にも、變更しないといふ条件をつけたときには、その特約が有効となる。その代りにまた、この點の逆をとつて、家賃、地代、の値下を要求することも出来るわけである。(第五輯参照)

第九に——地主は、最後の二ヶ年分の地代について、その建物の上に先取特権を有する。(先取特権といふのは、一口にいふと、他のあらゆる債権に先んじて、自己の債権を行ふことをうるといふ特権である)だががしかし、それは、もちろん登記をしなれば有効性が保存されない。

この先取特権は、先取特権中の優位にあるものだけれども、國稅徵收法による徵收の先きになることができない。それから「共益費用」「不動産保存」「不動産工事」の先取特権及び賃貸借の登記前に登記してゐる質權、抵當權の次位にたねばならぬ。

以上は『借地法』の全文から、われわれにとつて、關係のある部分だけを、簡単につまみ上げたものである。借地法はしかし、われわれからみて、すくなくとも家を建

てるる資力をもつてゐるものに關する法律であるから、ブルジョア・デモクラシー獲得のある限度の中だけで問題になるにすぎない。だがそれに反して『借家法』は、さらに、プロレタリアートの當面問題として、幾多の切實な要求を含んだものである。われらは、次にこの住宅權に關する重要問題を取扱ふであらう。

三 借家とはどういふものか

第一に——建物の賃貸借は、登記をしなくとも、建物の引渡によつて效力を生ずる。一旦からして效力が生じた以上は、他のものが、この建物にたいして物權を取得しても、賃借人は、これにたいして效力をもち得る。

第二に——賃貸借の期限がすぎても、借主がなほその建物を使つてゐるならば、貸主は遲滯なく「明渡」の請求をしなければならぬ。若しも、明渡請求——異議の申述——をしなければ、從來の契約が(その期限と、借賃のままで)復活したものと見做すといふのである。

「遲滯なき異議」とは何日間以内になされなければいけないかについては、前述のや

うにその決定権は、裁判官の手に握られる。とされてはゐるが、その日が来ても何等通知のない以上、一日であつても、更新が成立したものと見て差支ない。もつとも、貸主側に、何か特別の事情があつたために、解約の通知が出来なかつたといふ有力な證據でもあれば格別だが、さうでないかぎりには、一日だつても遅滞といふことが出来る。

第三に——貸主がもしも解約申込をすれば、それは六ヶ月前にすることを要するといふ。そこで、この六ヶ月まへの「解約申込」といふことが、果して正當なものであらうかといふ問題が起る。

このことは、住居を移動して歩くことを、打撃としない職業のものにとつては、別にさしたる問題ではないけれども、市民とりわけ、小商人に至つては、實にハンマアを喰らはされると同様な痛さを感じるものである。

かれらにしてみれば、住居を變へないところにこそ、多くの華客もふえ、したがつて、その商業も榮えて行くのに、もしも貸主の勝手な考へでもつて、立退を請求され

るとすれば、まことに虐めな結果になる。ことにかれらは、二十年も三十年も前から營業をつづけてゐるためにその長く住んでゐたことが一つの資本にさへなつてゐるといふ場合に、僅か六ヶ月の豫告でもつて、立退かねばならぬとしたなら、それこそ悲劇である。

ことに、商家には権利金制度といふ悪制度があつて、それはその家を次にかりるものからでなければとれないものにも拘はらず、この六ヶ月の豫告期間内に解決がつかなければ——さうしてこの間に家を引渡した以上——その権利金はフイになつてしまふ。

かうして、家主は権利をまき上げ、新らしく入るものから、また権利金の取直ほしをやる。本條は、かゝる強者の自由を考慮するところなく、規定したといふ點に家主的立法だといふそしりをまぬがれない。

次に、家主は、この六ヶ月の豫告期間——借家人は、豫告をうけてから六ヶ月間動かないでも良いといふ期間——を楯にとつて、六ヶ月分の「敷金」を請求する口實と

するやうになつた。

近頃、貸家がふえて来たので敷金は三ヶ月位を標準にするやうになつて来てゐるが、然し、六ヶ月の敷金でもつて借りてゐる家も相當にすくなくない。敷金の存在中は、その敷金にたいして、最高度の利息をつけさせることを是非共戦ふべきである。いままで、敷金から利息をとつてゐないのは、家主をのさばり上らせることで、甚だ不当なことだから、借家人組合などの手をもつて乃至は労働組合の威力をもつて、これを戦ひぬかれないものである。

われわれは「権利金」及「敷金」といふ猛悪な制度を廢止することを闘はねばならないし、これによつて、小市民及び都市労働者、俸給生活者の不平と不満とを一丸にすると共に、闘争のモメントとして有効なものたらしめることができる。

第四に——轉借中とくに、解約申込の約束については、直接に賃借人の契約がされたことを通知した場合でなければ、轉借人に對抗することができない。

轉借人が、賃貸借人間の契約がされたといふ通知をうけたならば、それから六ヶ月

間、轉借について有効期間をもつ。

第五に——借主が、貸主の同意を得て、建物に具へつけた疊やその他の造作については、もしも、借主が期限が過ぎて——または合意の上で、契約を終了させて——その家を去るときは、貸主に向つて、時價〔本書第八頁参照〕でもつて、それらの附加品を買取らしめることを要求する権利をもつ。また、貸主から買ひ受けた造作についても、これと同様な要求ができる。

しからは、造作付貸家といふ貸家制度を——商業地帯に見るであらう——この條文で解決できるかといふに、これは、あくまでも「時價」をもつて買ひとらしめるといふ丈であつて、何年か住みならしたあとで賣らうとすれば、その時價は、二束三文になつてしまふし、また、新しいときでさへも、その賣價からみて實價との差が、あまりにひどいのであるから、古くなつてからではほとんど問題にならない。つまり貸主は、造作を一種の権利として賣るのであり、借主もまた、それを知つてゐて、而もそれを拒むと借りられないといふ弱さに屈伏するのであるけれども、借家法は、かう

した悪制度を取締つてゐない。

そこで買ひとつた造作は、買ひとつた價で、貸主へ買ひとらせるのが當然だといふ要求が生まれる。なんとすれば、貸主は、無利子で、その賣上金を自由に使ふことができるからである。言へかへれば、敷金の變形としてやつてゐるところの、脱法行爲として取締らねばならないからだ。われわれは、すでに敷金にたいしてさへも、その不當を叫んだのであつたが、かくしてここに、敷金にもました悪制度にたいする借主——小商人、小市民等の一切——を救済することを叫ぶ。

第六に——以上あげた諸規定に反對な、そしてまた借主に不利益な契約は、一切無効とみとめるといふ。これは、もとより當然である。

第七に——建造物の借賃にたいする契約は、租税、その他の公課の負擔の増減または、土地もしくは建物の價格の高低、あるひは、隣、近所の建物の借賃に比べて不當な場合には、その約束を變更することができる。

但し、一定の期間内は、借賃を變更しないことといふ特約があれば、その限りでな

らう。

けれども、一般の契約書——ことに、例文契約書（印刷してある契約書）——には、さういふ規定がない。その結果どうなるかといへば、右にあげてあるものは、すべてみな高くなるものばかりであつて、それ故に、家賃がドンドンあがつてゆくといふことがキマリきつたことである。

かうして、家主共が互に家賃を釣上げてゆくから、いきほひ、借り主は、搾取されつゞけるのである。

第八に——本法は、一時使用のために（旅行、入院、葬儀等々）賃貸借をしたといふことが明らかなきには、これを適用しないといふ。適用しようにも適用されないからである。だから、さういふ一時的な使用にたいしては、「光輝ある所有權」が、満面の笑をうかべて、貸主に公認の搾取させるであらう。

四 住宅問題としていかに改革しなければならぬか

借家法は、現在において借家争議の解決にどんなに、無力なものであるかといふこ

とは、借家争議が少しも減少してゐないといふ事實によつて明らかである。将来の借家法は、借家人の利益といふことに主眼點を置くのでなければ、決してこれを解決することができない。

われわれは、一に本法の内容の改正をとなへ、二には、改正の適用を全国的に擴大せよ！といふことを叫ぶ。かくしてのみ、はじめに、全國のプロレタリアト及び小市民、サラリマンにたいして、もつとも切實な要求となつてゐる。住宅問題といふ社會的な問題を解決することになる。

われわれは、凡ての問題の根本を借家人の自主化による「住宅の公營」といふ要求でもつて、闘争するけれども、然し、それまでの過程としては、次のやうなスローガンを闘ふことを必要とする。(奈良)

- 一 正当な理由のない解約申入を堅く禁ずること！
- 二 敷金、権利金を全廢しろ！
- 三 最高家賃を法定しろ！

- 四 借家の等級制度と設備の監督員制度とを設けろ！
- 五 強制立退を嚴禁しろ！
- 六 敷金、権利金を最高利息附で返還させろ！

二 借家人運動日常闘争の指針

一 調停委員資格制限ニ關スル件

決議文

調停委員證衡資格を借家人に制限して、地主家主の調停委員證衡に反對し、借家人からのみ調停委員を證衡すべきことを要求する。

理由

小作争議、借家争議等々の全ての調停法は、階級的に目覺めて行く無産大衆の闘争を××きにするための××法であると。同時に資本家、地主、家主等有産者の代辯を彼等自身に調停委員と云ふ肩書でほしいまゝにせしむる調停委員の證衡位不都合なも

のではない。眞に調停委員が、借家人の家主最良な××主義的法律に由つて苛め抜かれる苦しさを緩和すると云ふなら、その調停委員は、借家人としての苦しみを體驗したものでなければならぬ。

二 調停主任判事彈劾ノ件

決議文

借家争議の調停は時代遅れの法律に由つて借家人を虐げ様とする家主の横暴を抑制するため、借家争議の真相を明にして、時代遅れの法律に依らず、社會常識に基く借家人の保護を任としなければならぬ筈の調停主任判事が自ら時代遅れの法律論を以て借家人を××するのは、調停主任判事の職責を完ふしないものであることを彈劾する。

理由

所有權不可侵の資本主義的規定と、契約の自由を原則とする自由主義的規定とを以て、借家人を苛め抜くブルジョア××の無情と××さは、無産階級解放運動の擡頭に

目覺めた借家人を、そのまゝで叩きのめす譯には行かない。ここにさうした時代後れの法律に依らず、現實に即した借家争議の真相を明かにして、家主の法律的主張を抑へ付けると同時に、借家人のブルジョア法律で保護されてゐない生活權の主張を取り上げるために作つたと云ふのが、彼等の調停法制定に關する手前味噌の吹聴ではないか。にも拘らずその法律を執行する調停主任判事が自ら時代遅れのブルジョア法律論を云々して「家主の所有權には勝てない」の「契約してある限りはそれに従はなければならぬ」と云ふ法がどこにある。さうした調停主任判事は、彼等の手前味噌を列べた調停法の精神さへも知らないものであつて、調停主任判事たるの資格がないから、これを彈劾して仕舞はなければならぬ。

三 執達吏執行方法ニ關スル件

決議文

非道殘忍極まる執達吏の家屋明渡しと家賃取立に關する強制執行方法に對して徹底的に抗議する。

理由

執達吏がヒツタクリだと言はれる××の職業であることは世評の一致する所ではあるが、彼等と雖も人間ではないか。行くに處なき借家人を追ひ出して、それこそ文字通りに路頭に迷はせる残忍さ、僅に寝てゐる病人の布團を捲くつて引張り出す様な家を明渡しや、子供や年寄りの寒さに慄へる着物まで家賃の取り立てのために差押へる無情は、之を人間のする仕事として許して置くわけには行かない。況んや法律的に見た権利の執行は、義務者の生命と生活を害さざる程度に於てのみ許さるゝものである。それは民事訴訟法第五百七十條の差押へ禁制品から見ても分ることである。にも拘らず、今日の執達吏は家主の××を恣しにする××として、借家人の生命生活まで××してゐるのは、斷じて許すべからざる不法不當である。

四 徹底的借家法獲得ニ關スル件

決議文

地上に生れ地上に棲む、絶對的居住權を確保する徹底的借家法の獲得を期する。

理由

立法權も裁判權も資本家地主に壟斷されて居る資本主義制度下に於て、眞に借家人の居住權を保護せられる借家法を獲得することの至難さは云ふまでもない。寧ろ家主の家賃搾取を恣しにする、中途半端の改正などを投げ與へられた處で何にもならない。だから借家人大衆は、彼等から投げ與へられる借家法ではなく、自ら進んで、

- 一、強制立退絶對反對
- 二、敷金、權利金絶對撤廢
- 三、家賃最高の徹底的制限を眼目とした徹底的借家法を獲得しなければならぬ。

五 權利金撤廢ノ件

決議文

借家人の努力に依る社會共存都會繁榮の利益を家主個人が搾取せんとする權利金は絶對に撤廢することを要求する。

理由

強慾な家主共は凡ゆる口實と名義を以て、借家人の血と膏で稼ぎあげた金を搾取しようとしてゐるのであるが、そのうちの最も憎むべきものは権利金の搾取である。権利金と云ふものがあるなら、それは借家人の努力に依つて都會を繁榮せしめた、社會共存の華であり賜物である。故にそれこそは地主家主から、提供するのが當り前である。之を家主が借家人から搾取するなどと云ふことは、絶対に矛盾であり絶対に不合理である。

六 敷金撤廢ニ關スル件

決議文

敷金は無産借家人の借家權獲得を困難ならしむる惡制度なるが故にその撤廢を期する。

理由

強慾な家主共は借家法の實施に口實を設けて、借家人から多額の敷金を取つて、全然敷金の制度を無視した事業に投資利用してゐる。そして借家人立退きの場合に、敷

金を返へさない様な惡家主があるのに無産借家人が血の出るやうな敷金をまとめて前拂ししなければならぬ理由は絶対にない。

七 失業者家賃國庫負擔ニ關スル件

決議文

働き度いものに仕事を與へないために家賃が延滞するのは、失業對策を完全にしない國家の責任であるが故に、失業者の家賃は當然國庫の負擔とすべきものであることを要求する。

理由

失業しても生きるために家がなければならぬ。失業したために家賃が拂へないからと言つて、惡黨家主から追ひ出されたのでは、永久に仕事を見付けることが出来なくなる。だから失業者が仕事を見付けるためにも、失業者の失業登録を受けるためにも、失業中の家賃を國庫負擔として、從來の住居に頑張てゐなければならぬからである。

べきものであることを借家人大衆に訴へる。

理由

借家争議は階級闘争の一形態である。そして凡ての階級闘争は××××に依つてのみ解決するのが、××××××であらねばならない。

一 白紙委任状ノ状

決議文

家主は借家人の階級的×である。×に自分の首を締めることを委せる様な白紙委任状を出すことは、借家人の無智であることを借家人に警告する。

理由

家主が家賃の延滞其の他借家争議解決に際して、白紙委任状を借家人から騙して取らうとする陰険さは、借家人の息の根を止める荒縄を首に巻く様なものである。それを知らずに、借家人が家主に白紙委任状を出して、勝手に借家人の息の根を止める和解條件を書き込ませせることは何んと云ふ馬鹿げたことであるか。敵に刃を貸すよりも

恐ろしいことではないか。

一二 職業的差配絶滅ニ關スルノ件

決議文

總ての經濟生活を通じて需要者と供給者との間に、搾取を事とするブローカーを排斥すべく職業的差配の絶滅を要求する。

理由

職業的差配は借家人と家主との間に介在して、借家人を搾取する住宅ブローカーである。更に職業的差配の陰険さは、借家人と家主との間に介在する交渉につき家主に有利なる條項は、證言者として家主を保護し、家主に不利なるものは家主の責任を遮つて、借家人を偽瞞、愚弄、壓迫、阻害してゐる。この實状は洵に非人間的の慘忍を極むるものである。仍て我等は茲に職業的差配の絶滅を期す。(布施)

三 家賃値下運動と家賃の割出

問 家賃の値下運動をやりたいと思ふが、家賃の割出しに關する合法的な標準を示して貰ひたい。(S)

答 家賃の値下運動にハッキリした階級意識を把握させる、家賃搾取の不合理と現在家賃の高過ぎる事を確證する家賃割出法の合法的根據は、種々なる方面からこれを論證し得ます。

そして、何人にも家賃値下運動の公正合理を納得せしめ得るものではありませんが先づ大體次ぎのやうな家賃割出し法は、どんなに強慾な家主でも之を承認しない譯には往かないでせう。

(一) 家主の家賃經營は言ふまでも無い一種の家賃營業なのでありますが、營業利益の計算は其の投資額と營業費用を控除した純益額との對照に依るのですから、貸家の利益計算も亦、其の投資額——即ち貸家の建築費と家賃とを對照して、夫

れから地代、家屋税、保険料、修繕料等を控除したものに依る計算、利益の多過ぎるや否やと云ふことが、家賃算定の標準に爲るのであり、裁判所や社會局や且つ調停の實際家もそれに據つて居ます。

例へば坪五十圓で出來た三十坪の貸家は、總投資額一金千五百圓也で、其の年利廻り一割は一ヶ年百五十圓で月割の家賃十二圓五十錢、といふ事になる大體標準に、地代や保険料や修繕料や家屋壽命二十年の元本消却といふものを加算した其の倍額家賃月額二十五圓位が相場だといふ割出法を取るのです。(地方ではモツト安くなることを注意して下さい)

處が、貸家業現在の經營振りをみると、既に投資した貸家建築費に近い造作代や權利金を取つて居る家主があり、夫れに無利子の敷金を預つて居るのですからそれらを細かに計算し民法の法定利率が、年五分、商法の法定利率が年六分だと云ふ事や、如何に自分の貸家だから、といつても、無暗に高い營利を貪る事の許されない暴利取締令(三割以上を暴利として處罰せられた例があります)及び、

一店舗ノ相當賃料ハ一合拾圓弱アリマス
然カモ被通知人ハ現在通知人等カラ第二欄ノ敷金四千二百圓也及權利金二千六百圓合計六千二百八拾圓也ト云フ總工費以上ノ金圓ヲ預リテ無利子ニ之ヲ運用シ又現ニ通知人等ハ二十五店舗ヲ賃借シテ居ルノテ僅カニ一店舗ノ空店アルノミテスカラ之ヲ嚴密精細ニ推算スレバ一店舗ノ賃料ヲ五圓トスルモ決シテ過廉デハナク、ムシロ暴利取締法令基準ノ最高利潤ヲ生ズルコトナリマス、依ツテ通知人等ハ昭和三年四月二十四日ニ申入テ賃料五割引ノ賃料値下ヲ要求ヲ確保シ昭和三年七月二日ニ昭和三年五月分ヨリ賃料五割引ノ割合ニ依ル第七欄及昭和三年四月分第六欄ノ賃料未拂分ト合セテ別表第八欄ノ賃料支拂ヲ提供シマス

昭和六年一月一日

右 通知人×××代理人

發信人 × × × × ×

東京府×××××番地

受信人 ××××殿

このほか、家賃値下のための闘争團體をもつて、自分たちの適當と考へる家賃にまで値下させる要求を起すことが絶対的に必要です。相隣同志が結束して、とくに、労働組合などの指導をうけるやうにすべきです。(布施)

四 法律の悪用と優先借家権問題

問 私の家主は親の代から十年も住み慣れて居る私の借家を追い立てるのは氣の毒だと云うて居り乍ら、借家法に依つて明渡請求の催告を寄越しました。それに引き續いて裁判所の調停所に呼び出されましたが裁判所でも私に對して甚だ氣の毒だと云うて居り乍ら、法律に依ると明渡さなければならぬのだから立退いたらよからうと云ひます。

私は斯うした家主や裁判所の言分を聞いて意外に感ずることは法律と云ふものの怖ろしさです。家主も裁判所も氣の毒だ氣の毒だと云うて居るのだから、親の代から十年も住んで居る私の借家に立退きを命ずるものは、どうも家主や裁判所では無くて法律らしいのです。其處で何ひ度いのですが一體法律と云ふものは弱いものを救ふ爲に出来て居るものなのでせうか？ 夫れとも強いものを保護する爲に出来て居るものなのでせうか？ 殊に裁判所では、他人の家を借りて居るものはどうしても家主の所有權に服さなければ爲らないのだと何度も言はれるのですが、所有權と云ふ法律について説明して下さい。(本所 田中義正)

答 自分自身でも、自分で云ふ主張の誤つて居る事を百も二百も承知して居り乍ら、敢へて其の誤れる非道を主張する者ほど始末に了へないものはありません。況んや其

の非道を單に口で主張するばかりでなく、身に之を實行して、而かも自分自身が百も二百も其の非道の行爲なる事を承知して居るが故にその欺瞞を修飾する者ほど憎むべきものはありません。

處が、私共の實際に經驗する借家爭議解決の折衝に非常に屢々、地主家主共が區劃整理のドサクサ紛れにその貸家を貸し代へて、ヨリ高い家賃を貪ほり取らんがためにタトへ自分の土地、家屋だからと云うても、從來住み慣れて一家幾人かの生活本據を其の借家に据ゑて居る從來借家人を追ひ出すことの氣の毒な事情も非道も慘忍さも共に之を認めて居りながら、夫れは道義人情の問題であつて、法律の禁ずる所ではないからといつて、飽迄地主家主の權利を主張するのを見出しませう。

斯うした地主家主に遭遇した場合、私共は恐らくは何人といへどもさうした地主家主を憎まずには居られないでせう。と同時に、現行法律の地主家主保護を呪咀せずには居られないでせう。

大正十二年九月一日の震火罹災區域に實施せられて居る區劃整理のために生活の本

據を奪はれた従前借家人大衆は實に何とも云ひやうのない現狀に於て、さうした地主家主共と、さうした地主家主共の主張を保護する現行法律とに依りて苦しめられて居るのです。

X

惟ふに、彼等地主家主と云へども、人間を住まはせるために建築した貸家から從來住み慣れた借家人を追ひ出し、自分が住むのでない事は勿論、只だ夫れ、高い家賃のムサボリ取れさうな借家人の引つかゝつて來るまでは斜めに貸家札を張つて置く非道を認めて居ないのでありません。而かも、すべての地主家主共が自分自身も認めて居る非道を主張し、ヨリ高い家賃のムサボリ取れさうな借家人が引つかゝりさうだからと云つては、飽迄従前借家人の追出しを頑張るのは何によつてなのでせうか？ 彼等は地主家主が左様することを禁止しないばかりか、却つて之れを保護する現行法律の地主家主の權利を振廻すのです。

最近、借地借家臨時處理法延長問題で司法當局が議會で説明した處から見ても、地

地主主共の民法で保護せられる権利を或る程度迄制限しなければ、到底借家人大衆の居住權保護を完ふし得ない現狀が曝露されて居るのですが、斯うなつては一體法律と云ふものは何んのために存立するのだからハッキリと判ります。

支配階級や、その××共は大鳴物入りで、法律は社會的正義を保護して社會的不正義を處罰するものだと言傳して居ます。けれども、所謂借家爭議を中心とし、地主主共と借家人大衆とを調停すると稱する法律はその實、飽迄、非道慘忍な地主主共の社會的不正義を××せしむるための××に外なりません。だから現行ブルジョア法律と社會的正義との關係を仔細に検討するものは所謂法律の階級性を指摘して止まないので、自分自身も多かれ少なかれその非道と慘忍とを認めながら、敢へて社會的正義を蹂躪する地主主共の態度は、正さに資本主義制度の法律的表現たる所有權保護の階級的立場に立脚するものと云ふことを結論しなければなりません。と云うても、私は今この論文で極端過激な所有權××論を試みやうといふのではありません。只だ、地主主共に対する所有權保護の法律は何故に社會的不正義を××して之を

××らせる事になるのかを極力穩健に考察する、理論的解説と實際の事例の一端を開示して、労働者農民小市民等、一般無産大衆の労働爭議、小作爭議、借家爭議の交渉解決に資すべき戰術を検討せんことを希望するので。

×

一體、所有權とは何んぞや——と言ふに、法律では、その所有物を使用し收益する權利だと云ふことに定義せられて居ます。従つて文字通り、又、事實上、所有者がその所有物を使用し收益して居るものとしたら、之を保護する事も必要でせう。だが、今日の所有者——私有者——は、決して所有權本來の性質に即して其の所謂所有物を現實に使用收益しては居りません。にも拘らず、左様した所有者達の極端な所有權保護を第一義とする所に、現行法律の階級的××が社會的不正義を××して××らせる所以があるのです。と云ふのは現行の法律は、所有權者が所有物を使用し收益することを保護するものではなくて、所有せざるものが所有權者の所有物を借りて使用し收益する際に、その所有せざる者の收益を所有者が××××ことのみを保護して居るも

事件の起つた場所は、帝都の真中、京橋區小田原町の一角です。鰐口といふ家主が、震災前に自ら住むべき家の外に、離れの一ト座敷と、それに添うた一軒の長屋とを持つてゐました。そして、その長屋の借家人安堀は駄菓子屋を営み、鰐口の離れに間借りして居る鰐口の叔母に當たる餅田は近くの學校に教職を奉じてゐたのでしたが、大正十二年の震災後、各自夫れぞれの焼跡に又、各自夫れぞれのバラックを建ててからは餅田も學校を退いて安堀と同様の駄菓子商を営み始めたのでした。そして甚だ不愉快な同じ商賣敵の睨み合ひをつづけ乍らも二つの店はどうやら立つて居たのです。

しかるに、いよいよ區劃整理が實施されることになつた昨年、家主鰐口は、餅田との叔母甥と云ふ關係上、區劃整理のドサクサ紛れを幸に、餅田の商賣敵たる安堀を追立てやうと企てました。けれども安堀は、借地借家臨時處理法の第三條「大正十二年九月の震災に因りて滅失したる建物の借主は其の建物の敷地又は其の換地の上に新に築造せられたる建物に付其の完成前賃借の申出を爲したるときは他の者に優先し

て之を賃借することを得、滅失したる建物の敷地又は其の換地の上に築造せられたる假設建築物の借主亦同じ。前項の申出を受けたるもの申出を受けたる日より二週間に拒絶の意思を表示せざるときは申出を承諾したるものと看做す。

第一項の申出は正當の理由あるにあらざれば之を拒絶することを得ず」による立派な先借権者なのですから、鰐口等がいかに惡辣な手段を以て安堀を追ひ立てやうとしても、鰐口は安堀の先借権を認めないわけに參りません。と同時に之を認めまいとすれば、相當の先借権買ひつぶし料を出さなければなりません。又、駄菓子屋だとはいへ二十五年間も其處に商賣をしてゐた安堀が、ただで追ひ立てられて行かれやう筈もありません。

ここに於て鰐口は、安堀の權利を尊重しなければ爲らないことも、商賣敵の憎しみに燃える餅田の安堀追立て要求の不當な事もよく自ら判かつてゐながら、現行法律の範圍外にさへ出なければいゝのだといふ見地に立つて、惡辣にも安堀の先借権を尊

重するが如き口實を豫め用意して、餅田の言ひ分を通すやうに家屋を建築したのが事件の起りであります。

こゝで、各自それ々の居住坪數關係を云ふと震災前の家は鰯口が上下二十五坪、餅田が五坪、安堀が六坪であり、震災後の各自で建築したバラックは鰯口が十八坪、餅田が四坪、安堀が六坪でありました。而して子供が五人もある七人家内の安堀にとつては家族を收容し得られる範圍の最低限度に於て、六坪のバラックはどうしても必要のものであります。にも拘らず、家主たる鰯口は區劃整理實施後減歩の結果、自分の住居として十七坪程の二戸を建て、安堀と餅田のためには總坪十二坪の二戸を建て、その階下を二つに仕切つて餅田に四坪半を與へ、安堀には僅かに一坪半を與へたのみで、二階とも安堀の階上までブツ通して餅田に使用せしむるやうにしてしまつたのです。

ソコで安堀は、僅か一坪半、二疊座敷一間で残りの半坪を水道と臺所とに充てなければならぬやうな家屋に七人の家族の住める譯がない處から少くともその階上は自

分のために建築してくれたものだとして認めて、これにも先借権があると云ふ主張のもとに、自分の荷物を二階に運び込んだのです。すると鰯口と餅田は、之を住居侵入なりとして安堀に挑戦して來ました。之を今日の警察と検事局はどう裁いたでせうか？

私は、警察署や調停所に於て、鰯口及び餅田に對し、從來の借家坪數と安堀の家族と、さらに安堀が長年賣り込んで來た商賣との關係を説いて、餅田が安堀を商賣敵として追出さうとする陰險なやり口に抗議しました。すると、彼等は、よくその理窟が判つて自分等の行爲の不都合である事を認めました。が、しかもその不都合を認め乍ら自分等は、安堀の先借権を認めなければならぬと云ふ法律の規定に従つて、安堀の先借すべき家屋を建ててやつたのだから、たとへそれが二疊であらうと一疊であらうと法律上の義務を迫られるわけはない、と云うて頑張るのです。

いかにも、借地借家臨時處理法の所謂先借権には、坪數の制限を附して居ません。三疊でも二疊でもとにかく借りたければ借りる、といふ調子で形式的先借権を認め居る丈で、どんな家屋でも建築しさえすればいゝものの如く規定してゐます。だ

だが、素より假りの日本人名を標札に掲げて置く事は出来ませんから、朝鮮人の本名を標札に出した處、家を貸した人が違ふ、というて家主は借家契約の取消を申し込み唯しく家屋の明渡しを請求して來ますが、名前の違ふ借家契約は無効なものでせうか？

答 斯うした事例は、朝鮮人及主義者の借家難に關連して數次起る借家爭議であります。

几帳面な理窟を云へば、本名を偽るといふ事はどんな場合にでも決して良いことだとは云はれませんが、朝鮮人でも主義者でも本名を其の儘にして絶對必要な借家を得んとするものに邪魔したり、拒んだりするワカラズ屋の家主があつたら、其の方が悪いのですから、さうしたワカラズ屋の家主を壓倒すべしであります。どうせ貸すために建築した貸家を借りやうと云ふものであつたら、朝鮮人は朝鮮人の本名を以て、主義者は主義者の本名を以て借家しやうとしても、主義者だから不可ないの朝鮮人だから不可ないのというて、其の借家契約を拒む理由はない筈です。にも拘らず、これを拒むのは拒む方が悪いのですから、その悪い拒絶を押し潰しても借りられるやうにする

のがほんとうに勇敢な闘争の勝利です。然るに其のワカラズ家主の借家難を逃れる爲に、變名したり、替玉を使つたりすることは、卑怯な借家戦術だと云ふ批評は之を否み得ません。然し乍ら、資本主義經濟制度の現代では、家主の所有權保護があまりに我が儘勝手過ぎて、借家人に子供があるから貸せないの、商賣が嫌だから貸さないの、髪の毛が長い短かいのと云ふ借家人の選擇を許されるものだから、質問のやうな借家爭議の問題も起るのです。

尤も、家主の或者は、借家人にも家主選擇の自由があつて、どの家でも借りられるではないかと云ふでせう。だが、それこそ紙の上の自由であり、論の上の自由であり結局雨に晒される丈けの自由であつて決して家主を選擇する自由ではありません。之を要するに、現代の家主が經濟上の優者として借家人の選擇權を有つ借家難がどんなに借家人を苦しめて居るかは眞に想像の外なるものがあります。例へば、本質問の朝鮮人が、朝鮮人の本名で家を借りやうとする場合、始めから朝鮮人に貸す積りか或は日本人で誰も借り手がなないといふ事になつて居る家屋でもあれば兎に角、さうで

ない貸家を貸すのに全然朝鮮人と日本人とを差別せず快く朝鮮人に家を貸すものが甚だ尠ないのは事實です。其の理由は果して何處にあるのか？ ある者は朝鮮人の家賃支拂成績が悪いつか、特別に家を荒すともいふでせう。けれども、朝鮮人の家賃支拂成績が悪いといふ事實があるにせよ、或ひは主義者が家賃を拂はないといふ事があるにもせよ、それは必ずしも左様した借家人達の責任ではありません。私の知る限りに於て、其の大部分はそれ等の人達に失業させる壓迫干渉の結果であつて、決して朝鮮人や主義者が初めから家賃を支拂はない積りで借家したものだとは言はれません。其の證據に蟹は甲羅によつて穴を掘るといふ譬へ通り、借家人は大概家の大小、家賃の高低等自分の収入に比較して其の家賃の拂へさうな程度に於て借家を求めて居るのが通例です。

以上の如き借家關係の實情に於て、朝鮮人や主義者が、眞實其の儘の本名と職業とを明かして借家を申込んだのでは、家主が正當に借家の承諾をしないといふ場合、朝鮮人でも主義者でも、雨を凌ぐ住居を求めなければならぬ。特に主義者や朝鮮人が

一定の住所を持つて居ないと、警察犯處罰令で檢舉を受けるのだから、尙更ら住所を求めなければならぬ必要上、時には質問の如うな變名僞名で借家契約をする事、又、止むを得ない必要に迫られて居るものと信ずる私は、借家難突破の爲の變名替玉等に依る借家契約もまた斷じて無効でない適法合理有效を主張します。

其の理由は、左様した借家契約は斷じて實害のないものであり、一般の借家關係に止まるからです。

何故なら、後にも説明する様に、今日でも、借家人と家主との關係の封建的遺制として、所謂大家根性なるものを多分に保有して居るワカラズ家主が、質問事件の様な全然理由のない感情的借家人選擇をするのであります。今日の借家契約は、決して封建時代のやうに借家人との間に大家店子といふ特殊な情實關係を生じません。唯營利の爲に、——商賣をするよりも、高利を貸すよりも利廻が良いといふ勘定づくで、貸家營業をして居るのが現代の資本主義化せられた家主の立場ですから、左様した家主としては家賃さへ上れば借家人の何人であるかは之れを問はないのです。

例へば、資本主義化せられた労働者が、商品としての勞力、機械としての労働者となつて居ると同様、家賃を産む借家人でさへあれば誰れであつても構はない筈で、感情上から選擇した朝鮮人の借家拒絶は、偽名變名に依る突破で引越を了し、其の家主をして約束通りの家賃を得させさへすれば自ら消え去る筈の感情です。と同時に寧ろ左様した借家難を打ち明け話しに笑つて仕舞へば借家人の方でも、拂へる丈けの家賃を拂ふことに於て家主に損害なく、借家人にも感情の融和が出来るのであります。にも拘らず、名前が違ふからというて、左様した借家契約を無効にしやうとすれば、家主としても借家人の納めやうとする家賃も受け取る事が出来ず、亦、借家人の朝鮮人も、謂れなき差別に非常な屈辱の悪感情を昂めることになるのでありますから、質問事件の如き借家契約は斷然有効だと解釋し去るべきであります。

以上の解答は素より社會通念からの研究であります。進んで、純法律的に此の問題を解釋するとしても、有効であります。

凡そ、借家契約の成立は、民法六百一條の貸賃借なのですが、貸賃借なる借家契約

は「貸賃借は當事者の一方が相手方に或物の使用及び收益を爲さしむることを約し相手方が之に其賃金を拂ふことを約するに因りて其效力を生ず」といふ規定通り、借りやうとする借家人と貸さうとする家主とが目的の家屋に就いて一定の賃料を支拂ふ約束さへ出来ればそれで成立するのであります。

此の場合の當事者といふのは勿論契約締結の行爲能力を有する權利主體といふ事であつて、それは日本人でも朝鮮人でも誰れでも構はない自然人その人を指して居るのです。この場合には名前は符牒であつて權利の實體ではありません。だから良く刑事事件で偽名をして居る人が何の誰事何の誰として處罰を受けて居る場合があり、殊に朝鮮人でも日本名何の誰事朝鮮名何の誰で、民事でも刑事でも取扱はれて居るのであります。萬一、日本名でやつたことが、ほんとうの朝鮮名で責任がないと云ふことになつたらそれこそ大變な問題が起ります。夫れ故、要は家を借りに行つた本人にさへ變りがなければ其の本人が即ち契約の締結者なのであつて、其の名前が締結者名ではありません。名前は符牒であるから、特にどう改名しやうと、時に變名偽名しやうと

そんなことは諸般の權利關係に何んらの影響も無いのですから、特に何等かの附帶條件でもついて居れば格別、さうでない限り、如何に變名して締結した借家契約でも、それは斷じて有効だと解釋して、ワカラズ屋の家主を説伏壓倒せられんことを希望します。

X

この種の問題は、單に、朝鮮人とか日本人とかいふ問題に限らず、一般の變名による借家契約が有効だといふ問題です。(布施)

六 家屋讓與には借地權の讓與も含むか？

問 私(わたくし)の父親(ちち)が、十年(じゅうねん)も前に借地(しゃくち)して其(その)借地上(しゃくちじょう)に建築(けんちく)した家屋(かおく)を、父親(ちち)の生存(せいぞん)中(ちゆう)母親(ぼふ)へ讓渡(じやうだ)して名義(めいぎ)變更(へんぎ)の登記(とうき)を履(か)み、それ以來(いらい)、今日(こんにち)に至(いた)るまで三年(さんねん)間(かん)も母親(ぼふ)の名義(めいぎ)で地代(ちだい)を納(な)めて來(き)てゐるのに、父親(ちち)から地主(ぢゆうしゅ)に入れて置(お)いた借地(しゃくち)證文(ていぶん)を其(その)まゝにして置(お)いたため、今度(こんど)地主(ぢゆうしゅ)から母親(ぼふ)と私(わたくし)を被告(たうぼう)とし、私(わたくし)には父親(ちち)の死亡(じつ)に依(よ)つて相續(さうぞく)した借地(しゃくち)の地代(ちだい)を拂(は)らないから借地(しゃくち)契約(けいやく)を解除(げんじゆ)した、と主張(しやうちやう)して借地(しゃくち)の明渡(めいだ)を請求(せいきう)し、母親(ぼふ)

には何等(なんごう)の借地(しゃくち)關係(けんがひ)がないにも拘(か)らずその地上(ちじょう)に家屋(かおく)を建築(けんちく)所有(しやうりゆう)してゐるのは不法(ふはふ)占據(せんぎよ)だから、速(すみ)かに家屋(かおく)を取り壊(こ)せと云(い)ふ訴訟(そしご)を起(おこ)して來(き)ました。

私(わたくし)は、あまりに不法(ふはふ)勝手(かたて)な地主(ぢゆうしゅ)の訴訟(そしご)だと思(おも)ひますが、之(これ)に對抗(たいかう)する法律(ほりつ)上の關係(けんがひ)が判(わか)りませんから、詳(くわ)しく説明(せつめい)して下(くだ)さい。(浦和、木下(きのした)一郎(いちろう))

答 借地(しゃくち)法(ぽう)の實施(じつし)せられて居(ゐ)る所(ところ)と、借地(しゃくち)法(ぽう)の實施(じつし)せられて居(ゐ)らない所(ところ)では、質(しつ)問(もん)事實(じじつ)のやうな借地(しゃくち)關係(けんがひ)の訴訟(そしご)について、借地(しゃくち)人(にん)の地主(ぢゆうしゅ)に對抗(たいかう)する法律(ほりつ)上の關係(けんがひ)に多少(たうしやう)の相違(さうい)があります。そして、質(しつ)問(もん)事件(じけん)の浦和(うらわ)には未(いま)だ借地(しゃくち)法(ぽう)が實施(じつし)せられて居(ゐ)らないので、借地(しゃくち)法(ぽう)の實施(じつし)せられて居(ゐ)る地方(ちほう)よりはいくらか面倒(めんどう)です。又(また)、地主(ぢゆうしゅ)は、同(どう)地方(ちほう)に未(いま)だ借地(しゃくち)法(ぽう)が實施(じつし)せられて居(ゐ)ない借地(しゃくち)人(にん)の弱點(じやくてん)につけ込んで、質(しつ)問(もん)事實(じじつ)のやうな借地(しゃくち)權(けん)相續(さうぞく)人と、家屋(かおく)所有(しやうりゆう)者とを二(ふた)つに分(わ)けた、使(つか)ひ分け(わけ)の訴訟(そしご)を起(おこ)したものと思(おも)はれます。

その點(てん)については、後段(こうだん)に詳(くわ)しく解答(かいだ)しますが、先(ま)づ、第一(だいいち)、借地(しゃくち)法(ぽう)が實施(じつし)せられて居(ゐ)る地方(ちほう)に質(しつ)問(もん)事實(じじつ)のやうな借地(しゃくち)訴訟(そしご)が起(おこ)つた場合(ばあひ)の法律(ほりつ)關係(けんがひ)を明(あきら)かにする事(こと)から

解答します。——實施區域について、本書第二頁参照——

質問の父親——即ち前借地人が、工作物「工作物と云ふのは家屋のことです」——即ち家屋を建築するために地主から借地して、そこに借地の目的通り家屋を建築所有して居る前借地人即ち父親が、地主の承諾なしに母親へ其の家屋を讓與し、その名義變更登記まで済んだものは、借地法第十條「第三者が賃借権の目的たる土地の上に存する建物其の他借地権者が権限に因つて土地に附屬せしめた物を取付した場合に賃借人が賃借権の讓渡又は轉貸を承諾しないときは、賃借人に對し時價を以て建物其の他借地権者が権限に因つて土地に附屬せしめた物を買取るべきことを請求することを得」といふ規定に依り、第一に前借地人から借地権の讓渡を受けた其の承諾を求めるか、前借地人が建物は賣却しても、借地権だけは之を保留して轉貸を受けた時には、其の轉貸の承諾を求めることが出来ず。そして、第二にそれを地主が承諾しない時には條文にある通り其の建物の買取りを請求することが出来るのです。夫れ故地主が無暗に家屋を打ち壊してその土地を明渡せと云ふことは出来ません。

これを質問の事實に當て嵌めて見ると、父親が地上の家屋のみを母親に讓渡して、借地権は別に家督相續人に相續させたものと云ふことは考へられませんが、借地法の實施に爲つて居る地方ならば、質問事實のやうな訴訟が起つても少しも心配するに及びません。

次に借地法の實施せられて居らない浦和地方の問題として質問事實に對する直面の解答を致しますが、

あなたの事件は何人が考へても常識上、父親が借地した地上に自ら建築した家屋を母親に讓渡する場合、まさかその地上家屋のみを讓與して、借地権は之を讓與せず改めて家督相續人たる質問者に之を相續させたものと解釋する事は出来ずまい。萬一にもさうした非常識な解釋を以て極端な理論を押し行くと、家屋は讓與しても借地権を持つてゐる父親から家屋丈の讓與を受けた母親に地所明渡の請求を爲し得る場合があると云ふことになりませぬ。

だが、そんな馬鹿げたことのあらう筈はありません。ですから、質問者の母親は、

前借地人たる父親から、地上家屋の讓與とともに勿論その借地權をも讓與せられたものと解釋するのが當然だと信じます。従つて、父親には、質問者に相續せしむべき借地權がない筈ですから、質問者は、前借地人たる父親から借地權を相續せずと云ふことを主點として、答辯すれば好いと考へます。

たとへ、父親が入れたままの借地證書が地主の手に残つてゐても、證書は既に父親から母親へ地上家屋を讓與せられた際、其の家屋と共に譲り渡された借地權のぬけがらですから、そんなものは少しも問題になりません。只問題になるのは、母親が父親から地上家屋と共に譲り受けた借地權を、地主に對抗することが出来るかどうか、と云ふことだけですが。

假りにその對抗が出来なくとも、借地法が實施せられて居るところなら、前きに言つた家屋買取權を行使することが出来ます。けれども、借地法の實施されてゐない處ですと、その買取請求權を行使することが出来ませんので、所謂借地震の不法占據に依る家屋取壊しの訴訟を起されることになるのです。

だが、あなたの質問事實によると、既に母親の名義になつた後、三ケ年も引續いて母親から地代を支拂つてゐたと云ひますから、地主は母親がその地上家屋を三年前に父親から譲り受けたことを承知して居るに相違ないと同時に、其の家屋所有者たる母親から地上家屋所在敷地の地代を受取つて居れば、其の借地人たる父親が、地上家屋を母親へ讓與すると共に、其の借地權をも母親へ讓與した事實を承認したものと其の借地權を地主に對抗する事が出来ると思ひます。

試みに質問者を甲被告、母親を乙被告として簡単な答辯書式に書いてみますと、

一、係争土地の原告所有たる事實は之を認む、
 二、係争土地を甲被告の亡父に於て之を借地し、現に乙被告所有の係争家屋を係争地上に建設したる事實は之を認むるも、甲被告が係争土地に對する亡父の借地權を相續したることは否認す。従つて甲被告に對し原告より地代請求の催告及契約解除の通知ありたる事は之を認むるも其の主張を争ふ、

三、乙被告が係争地上に係争家屋を所有する事實は之を認むるも、乙被告が係争地上

に係争家屋を所有するは、前借地人が係争土地に對する借地權に基いて建築したる係争家屋の讓渡を受くると同時に當該借地權をも讓渡せられた借地權に因るものなり。而して原告は乙被告が前借地人より借地權の讓與を受けたる事實を承認し居るものなるが故に、乙被告が係争地上に係争家屋を所有する事實は不法占據にあらず、と云ふ事になります。(布施)

七 家主の不正競業と損害賠償

問 私は、三年前、血を搾るやうな僅かの資本を調達して、郊外の新開地に一戸を借り受け、それを商店向きに改造して、菓子業を開業し、二年程は喰ひ込みましたが、一年前から多少の利益が擧がるやうになり、それから開業早々喰ひ込みの借金も拂ひ、將來の生活も漸次確立するやうに營業の擴張を期して一層の努力を展んで居たのです。然るに、半年程前から、家主が私の借家に軒並びの商店を建築し、二ヶ月程前に私と同じ菓子商を大規模に開業したので、私の店はパツタリさびれて仕舞ひました。私は、家主が私の店の營業

を奪うて、私の店を潰したものだと思ひます。夫れ故、是非、開業早々の喰ひ込み損害と、生活の基礎を奪はれた損害とを賠償させたいのですが、如何なる法律に據るべきものでせうか。

答 總ての人が、ほんとうに楽しく活きられる、理想社會の建設を成就した時でなければ、住むに家あり、働くに場所あり、と云ふ正しい意味の居住權確保も、營業權確保も期し得られないのですが、それ迄の無産階級運動を成就する一要素として、私共が現に提唱活動して居る借家人運動は、質問事件のやうな場合に、借家人大衆の威力に依り、家主の横暴を抑制乃至打倒する爲めにあるのです。

従つて、質問事件の如き借家爭議の解決に就ては、純然たる法律問題としての對策よりも、社會問題としての對策を考究すべきものと思ひます。故に、私の回答は、法律問題としての損害賠償が取れるか取れないかと云ふ競業問題に就て所見を述べる前に、社會問題としての競業問題に就いて、所見の大要を述べることになります。

質問事件の問題は、極めて露骨な家主の横暴を曝露したものでありますが、それ程

迄露骨ではなくとも、質問事件と同様の迫害に苦しんで居る借家人は澤山あります。それは、郊外の新開地に開業したと云ふ質問事件同様の事例ばかりでなく、今度の區劃整理に依つて路線が四通八達し、どこでも商賣が利くやうになつた結果、家賃は高くなり、権利金は取られると云ふ其の補ひの爲めに開業せられた小商店が、一つの町内に必ず一つ位はある。そして大規模な商店に壓迫されて、資本を喰ひ込み、遂には仕入品を投賣りして、店仕舞ひするものが少くない。これは、質問事件と同じやうに、大規模な商店の競争に借家人の小商店が壓迫せられて居る結果です。

私は、斯うした事態を見るにつけても、今日の資本主義的經濟組織が所謂自由競争の競争を許し、然かも、其の競争は大規模のものが勝つにきまつて居て、結局金融寡頭の支配になつて行く、資本主義社會の罪惡を呪咀せずには居られません。

だから、質問事件のやうな問題の起らないやうにするには、どうしても、競争を禁ずるやうにしなければなりません。さうでなければ、其の競争について資本を制限しなければ爲りません。資本を制限せずに、金のある者には其のあるに任せての大規模

な競争を許すと云ふ事にして置いたのでは、必ず質問事件のやうな問題が起ります。そして、所謂郊外の新開地に新店を開業し、一年も二年も喰ひ込みの犠牲を拂ひながら、漸く繁昌するやうになつた頃に大規模な商店を開業せられたのでは、まるで、小商人は大商人の埋草になるやうなものです。

だから、借家人大衆は、常に、都會の維持發展、特に郊外の繁昌等は無産者階級の人々の集中によるものである事を自覺強調して、その土地の發達繁昌に因る利益を地主や家主に壟斷せしむべきもので無いといふ運動を、組織的に展開しなければなりません。斯くして、借家人大衆が階級的利害を共通した組織に團結して居れば、どうせ如何なる商店の顧客でも、夫れが甚しい奢侈品でない限り、矢張借家人大衆が多いのですから、無法横暴にも借家人の小商店の顧客を奪つて之を潰ぶして仕舞ふやうな大規模の大商店をポイコツトする事も出来ず。

と同時に、借家人運動を、消費組合の運動にまでも押し進めて、地主家主等の大資本を以てする大規模の商店開業にも、對抗する事が出来るやうに爲る事を期して貫は

なければなりません。

何故なら、如何に不都合な資本主義的、制度でも、現に資本に制限の無い競争が許されて居る限り、私共は、夫れに打ち勝つべき借家人大衆の團結力を組織して對抗しなければ爲らないからです。借家人大衆に、夫れ丈の自覺に基く組織がありさへすれば、質問事件の如き借家争議は必ず、借家人大衆の威力に依つて、階級的正義の勝利を期する事が出来ると信じますから、私は、質問者に對して、是非今度の問題を契機として借家人運動に共鳴参加せられん事を希望します。

尚ほ、此の問題は、法律問題としても甚だ興味のある問題ですから、以下純然たる法律問題としての對策を回答します。

質問者が不都合な家主の競争開始に依つて、開業二年間の喰ひ込みは勿論、將來の生活をも漸次に確立せられやうとした希望を踏み躪られて、莫大な損害を被つて居る事は、否定する事が出来ないので、何等かの方法による損害賠償の請求が許されなければならぬ筈です。其の爲めに外國では、競争に關する損害賠償の規定もある

やうですが、我國の商法にも不正競争禁止の規定があり、且つ、不正競争に因る損害賠償請求の規定があります。但し夫れは商法に關する形式的の規定で、内容的不正競争の禁止及び其の損害賠償請求に關する規定が無い爲に、いさゝか骨抜の憾があります。

即ち、商法に商號と云ふ規定があります。そして、其の第十九條には、其の商號を登記すれば、同一市町村内に於て、他の人は同一の商業の爲めに其の商號を登記する事が出来ないといふ事になつて居ります。

と同時に、其の第二十條では、不正競争の目的を以て同一又は類似の商號を使用するものに對して、其の使用を止むべき事を請求する事が出来ると規定し、更らに、同一若しくは類似の商號を以て同一の商賣を行はれた爲めに損害を被らしめられたものには、其の損害賠償を請求する権利を認めて居ります。

斯うして、不正競争の禁止と、不正競争に依る損害賠償の請求權とを、商號登記者に認めて居る商法の精神は、必ずしも、形式的な商號登記者のみの保護に限るべきも

のではありません。殊に、現在の商業が、商號のみに依つて行はれて居るものではない實状にみて、内容的にも、不正競争の意思を以て他人に損害を被らしめたものにして、其の競争を禁止する、と同時に、其の競争に因つて生じた損害を賠償せしむる請求権を保護すべきものである事を主張しても良いと考へます。只此の場合問題になるのは、所謂不正競争と云ふ不正の意義であります。商賣は、謂ふ迄もなく、顧客に對する品質の優良と價格の低廉を期すべきものでありますから、其の點に不正のない限り如何なる競争も不正ではないといふ解釋があり、寧ろ、さうした競争は、之れを奨励すべしといふ議論もあります。

しかし乍ら、商法の規定に依る、商號登記記者保護の爲めの不正競争禁止とそれに依る損害賠償の請求権は、明かに競争者間に於ける不正を指して居るのであつて、顧客に對する競争の品質優良か不良か、若しくは價格の低廉か暴利かを問題にした不正ではありません。——〔本書第九三頁以下参照〕——

故に、私は、質問事件の如うな競争問題に就ても、亦其の不正は競争者間の問題と

して之れを考察すべきだと思ひます。そして家主は借家人に對し、賃貸借契約上其の借家家屋を使用収益せしむべき義務があり、且つ、其の義務は、苟くもあなたの借家が商店である限り、其の地方顧客の實情に應じ、如何なる程度の地域に顧客を求めなければならぬかといふ事は、現に、認可營業としての煙草小賣、湯屋開業等にも制限のある事から考へれば、社會常識上、必ず家主の承知して居らなければならぬ、借家人の借家家屋使用収益に對する義務であります。

果して然らば、其の義務にそむいたと云ふ法律上の理由と、質問事件の顧客を奪つた事實とを綜合して、家主の競争を不正なりと斷定して可なりと信じます。従つてあなたは家主に對して不正競争に因る損害賠償を請求し得べきものだと思料します。

けれども、現在の裁判所は、資本家最良です。そして資本家の権利行使を極端に認めやうとして居るのでありますから實際問題としての裁判が果してどうなるかは、素より豫言し得ません。が、しかしながら、斯うした無產者の権利は、假りに、一度び二度び敗れても、其の敗れた判決の屍を積み重ねた所に成り立つのですから、之れを裁判の

争ひに進める事は意義ある戦ひの第一歩だと考へます。(布施)

八 本建築を續いて借りられる先借權を行使せよ

問 私、震災後、前借家の焼跡に家主の建てたバラツクを借りて震災前からの營業、白米商をやつてゐるのですが、今度區劃整理を口實として、家主は立退を強要します。併し、私は、長年此處を生活の本據として營業をして來たのですから、是非現在家主が換地の上に建築中の借家を、従前の通り借りたいのですが、家主は高い權利金を取つて、誰か外の人に貸すつもりらしいのです。私が其家を借りる方法をお教へ下さい。

答 あなたには、借地借家臨時處理法第三條によつて「先借權」と言ふ權利があります。先借權とは優先賃借權と云ふことで、家主が換地の上に建てる借家を、外の誰よりも先きに借りることの出来る權利です。併しこの權利はその家の出來る前に、借家の申込をしないとなくなるのですから、あなたは今直ぐに申込を下さい。申込は左のやうな内容證明郵便でする方がいゝでせう。

借家申込書

一、目的家屋

下谷區竹町壹番地申込人従前借家敷地の換地上に被申込人が目下建築中の木造トタン葺二階建長家中の一戸

二、借家條件

- 1 家賃金參拾貳圓也
- 2 敷金 壹百圓也

三、申込事由

申込人は従前借家人被申込人は従前家主

右借地借家臨時處理法第三條により借家申込に及びます

昭和二年十二月一日

下谷區竹町壹番地

申込人 幸田 邦博

下谷區竹町壹番地

金子 幸兵衛殿

右のやうな申込書を出した結果、家主の方から申込を承諾して、あなたに賃貸する

と言ふ返事が来れば勿論、若しあなたの申込を受けてから二週間内に家主から申込を拒絶すると云ふ通知がない時には、家主は法律上あなたの申込を承諾したものと見做されて完全に完全な借家契約が出来上ります。

併し、多くの場合は申込を拒絶して来るものですが、法律上家主は正當の理由がなければあなたの申込を拒絶することが出来ないことになつてゐますから、例へば高い権利金を取つて誰か外の人に貸すと言ふやうな不當な理由で拒絶しても、それは全く無効で何等拒絶したことにはならず、従つて此場合も借家契約は完全に成立したものと看做されます。(布施)

九 保證責任と保證心理

問 友人が借家をする時、家主が私に保證人に爲つて呉れと云ふから、保證人の列を捺しました。だが、その時の私は失職中だったので、私に保證人の列を捺させた所で何に爲るんだと云うた所、家主は只だ「形式なんだよ、君に保證の責任を問うて家賃を拂はせてもしたら、アペコメに君から、其の倍にしてでも取られ

るだらう」と云うたので、それでは私の借家保證に就て家主が保證の保證をしてくれるのだれ」と云ふ話に花が咲き所謂保證の保證と云ふことが成立して居たのです。處で、只今は、私がある役所に奉職して居り、友人が家賃を滞つた爲め、家主の奴が私の借家保證を楯に取つて裁判を起して来ました。私は、此の保證義務を逃れる事が出来ないと思つてゐますが、家主の奴の保證の保證はどうしても責めたと思ふが、此の保證の保證と云ふ契約は法律上有效なものではせうか？ (東京、成瀬生)

答 保證の保證と云ふことは、随分變な廻りクドイ事ですが、法律上立派に成立し得ることです。殊に、今日の保證義務に對する一般の觀念は、法律的に考察せられる保證責任と保證心理とは餘程掛け離れたもので、八ヶましくいへばあなたの所謂保證の保證と云ふ事が何時でも成り立ちさうな状態に置かれて居るものである事にあなたの質問が多量の興味をよびます。

法律上から考察せられる保證の義務は、極めて嚴肅なもので本人の義務履行が遅滞した時には本人に代つて本人同様の義務履行に任じなければ爲らない責任があるので、本人の借りた金を見なくとも、使はなくとも、借金の保證人に爲れば其の支拂義

務があり、借家借地の保証には借家人や借地人がどうして其の家賃や地代を延滞させたものにもせよ、其の家賃延滞の事實があれば、當然、保証人に支拂義務があるので、保証人の責任は、保証の判を捺したと云ふことだけで、自ら金を借りたり、自ら家を借りたりしたものと同一の義務を負担する事に爲つて居ります。

だから苟くも、保証人の判を捺したものは、それだけの覺悟を有たなければならず、又それだけの覺悟を有つたもののみが保証人の判を捺すものと見て居るのが法律上に於ける保証責任の考察です。

然るに、實際の保証人心理はといふと、保証の判を捺しても、マサカに自分が其の責任を負はせられるなどと云ふ覺悟を有つて居るものはありません。保証を頼む本人もアナタに迷惑を掛けるやうな事はないからと言ひます。又、債権者即ち金主や家主もアナタから支拂つて貰ふやうな事は萬々ないが、形式だけに保証人に爲つて呉れと言ひます。甚だ御上手なもの、証文の體裁が悪いから保証人の名と判とを願ひます。とさへ言ひます。

斯うした事情の下に保証の判を捺させられたものが保証の責任を果たさせられるといふ事は、マコトに恐ろしい法律のワナに陥られるやうなものです。だから、今後保証を求められたものは、必ず、アナタの所謂保証の保証を金主家主地主に要求して置いて彼等の甘言に乗つた法律のワナに穿れられないやうにすべしであります。

本質問の要點は極めて簡單で、保証の保証といふ事が法律上有效か無効かといふ事にあるのですが、それは勿論有效なものですから、アナタが借家の保証をした責任は之を果すと同時に、その保証を果すことに就ての損害を保證した家主の保証の保証を果させるために、其の約束事實を立證して差引ヤリ取り無しと云ふ相殺の抗辯を出して闘へば良い譯です。(布施)

十 所謂權利金に就いて

問 私此の間早稲田終點の電車通りの小つほけな家を借りやうと思つて家主に交渉したら、家賃は七十圓、敷金は六ツ外に權利金といふのが二千圓だと云ひますが、その權利金といふのはどう云ふ性質のもので、そ

れを拂つた場合借家人の家主に對する權利義務はどうなりますかお教へ下さい。(牛込、小林太吉)

答 あなたの所謂權利金に就いては法律家の間に大分議論のある問題で、裁判所の判決などもまち／＼になつて居る譯ですから、權利金に就いてはつきりした理解を大衆に持たせる事は、誠に必要な事でありながら、詳細に説明する事は本欄では不適當と思ひますから、夫れは他日に譲つて、茲では簡単に當面必要な心得づけをお答ひします。

一 權利金發生の原因

需要の多い割合に供給が之に伴はなければ、價格の騰貴するのは、資本主義經濟上の原則ですが、此の原則はやはり借地借家の場合でも例外なく適用され、少し便利のよい生活し易い處だと思ふと、借り手が多くなる。借り手が多くなれば、借り手の間に強固な組合でも出來て居つて、完全な協調でも出來れば、いざ知らず、さもない以上夫れ相應な競争が始まる。其結果貪慾な地主家主の思ふつぼにはまつて、賃料の競り上げになる。處がいくら鐵面皮な彼等でも、疊一疊五圓十圓といふ様な賃料は、世

間の手前要求する譯に行かない。そこで新たな搾取題目を案出したのが所謂此の權利金若しくは造作代(世間に所謂「造作代」の中には眞の造作代と眞の造作代に權利金を加へたものゝ二種がある)です。

そこで權利金(權利金を含んだ造作代も同じ)を支拂つた場合の借家人の地位を、考へねばなりません。

二 期間を定めなかつた場合の借家期間

先づ借家期間の點に就いて何等の定めをしなかつた時に普通の借家契約と同様家主は何時でも三ヶ月若しくは六ヶ月の豫告期間を置いて、解約の申入が出来るかといひますと、それはかうした契約の性質上出来ないのです。何となれば前にも申上げた通り權利金を支拂ふ場合の借家は家そのものよりも家の存在する場所的利益に着目して爲されるから、契約當事者の意思解釋から申しても、家主が何時でも任意に解約出来る様な性質のものではなく、その借家の目的を達するに相當な期間、尠く共二十ヶ年は、家主が任意に解約出来ないものと見るのが至當だと思ひます。

三 期間内の賃借權讓渡又は借家の轉貸

然らば契約若しくは右解釋期間内に、借家人が家主の承諾なくして其の借家權を他に讓渡したり又は其家を他に轉貸（又貸）したりすることが出来るかどうかと申しますと普通の借家契約では家主の承諾なき限り、出来ない事になつて居りますが、本問の様な場合には、借家人も多大の犠牲を拂つて居る事でもあり、又借家期間も永い事ですから、之を一般の場合と同様に解することは、餘りに借家人の地位を無視した不合理な結果になるので、やはり當事者の意思解釋から云うても積極に解すべきものだし、事實東京市内にはさう云ふ慣習がある様にも聞いてゐます。

そこで借家權を讓渡すれば、讓渡人の權利義務は其の儘讓受人に移轉するから、従つて相當の對價を取つて讓渡する事が、出来る事になるのです

四 借家契約終了の場合の權利金の運命

權利金に就いては民法其の他の法律に何等の規定がない爲め、種々な點で議論もありますが、借家契約終了の場合の權利金の運命に就いても、やはり同様、議論があり

ます。終了原因の如何を問はず絶対に返還請求權を認めないといふ、ブルジョア御用學者の極端な御都合解釋は、論外としても、或は家主の都合で期間内に契約を解除する場合にのみ或は不可抗力で契約が消滅した場合にも、或は更に借家人の都合で解約する場合迄も押し擴め、或は終了原因の如何を問はず凡ての場合に之を認めるなど實にまち／＼ですが、私の解するところでは、終了原因の如何を問はず、即ち期間満了に因つて借家契約が、終了する場合でも、權利金の返還請求は出来得ると思ひます。斯う解することは、權利金の本質即ち其の經濟上の使命や法律上の意義を、検討することから因つて必然に到達する結論なのです。

借家法第五條に「賃貸人ノ同意ヲ得テ建物ニ附加シタル疊建具其他ノ造作アルトキハ賃借人ハ賃貸借終了ノ場合ニ於テ其ノ際ニ於ケル賃貸人ニ對シ時價ヲ以テ其ノ造作ヲ買取ルヘキコトヲ請求スルコトヲ得賃貸人ヨリ買受ケタル造作ニ付亦同シ」とあり本條に所謂「其ノ他ノ造作」の中に權利金を含むや否やは議論のある事ですが、結局何が造作なるかは法律上の問題であると同時に社會的見解に従つて判斷さるべき事實

問題ですから、現在我々の社會的見解に従へば、造作の中に權利金を含む場合がある事明瞭である以上、やはり之は積極的に解すのが、理の當然な事です。本條の造作に權利金の性質を帯びる造作代をも含めるのが當然だとすれば造作代と異名同質な權利金も、本條によつて、請求出来る事は、之亦當然過ぎる程當然な事です。なほまた本條は、貸借契約終了の場合として、其終了原因を制限して居ないから、前述した私の終了原因を問はず、といふ見解は本條の文理解釋から見ても、至當な事がお解りになるでせう。

五 返還請求出来る權利金の額

契約終了の場合に、權利金の返還請求が出来るとして、其額は如何といふ質問が當然待ち設けなければならぬし、之に就いても種々議論はあるが、右借家法の條文解釋から云うても、又理論上から見ても、其の請求權行使當時の時價に依るべきものだと思います。

この借家人の家主に對する請求權は、叙上の私の見解に従へば、返還請求權ではなく、買取請求權といふのが妥當だと思ひますが、今は只普通の用語に従つたまで、す。(布施)

十一 官舎家賃の搾取に對する闘争

問 殺人的不景氣の四苦八苦になやむ小商人が元値をきつて賣りぐひしてゐるといふので、すべての物價が大へん下落したものとよくかんがへられてゐます。そして物價の下落した不景氣のまつたなかにもつともラクな生活をしてゐる者は、やせても枯れても一ヶ月いぐらの収入に事かゝない私ども官吏だとおもはれてゐます。

いかに、農村の不景氣を深刻化してゐる藪のいはゆるいもの、値段的暴落から、ほとんど値のない野菜のなげ賣りなどを見ると、實さい物價はおどろくほど下つてゐます。したがつて、私ども官吏の収入が、まる／＼自分だけの生活にあてられるものとすれば、物價がさがつて給料のさがない私ども官吏の生活はどラクなものはないはずで、日本における失業問題緩和の特殊性を家族制度の存在にもとめてゐる内務省あたりのおめがねにたがはず、私ども官吏にも、失業になやむ兄弟や、いとこの二人や三人もたないものがないので、ラクだラクだといはれる私ども官吏の生活は、——不景氣の嵐のなかに立つ官吏生活

も、けつしてラクなものではありません。

ことに、たとへ今までの生活支出各項目が、物價下落にとりなふ幾分の生活費減といふ生活のラクさをみせやうとも、今まで支出したことのないあたらしい支出項目が月給の一割見當でふえやうといふ、家賃の取り立てをうけることは、既得権を侵害されるやうでもあり、生活自由の剝奪をうけるやうで、感情的にもはなはだ不愉快であり、経済的にも大打撃で、従來の生活豫算をたゞきこわされるやうなものなのです。それ故、私も官舎居住の官吏一同は、よるとさわると、開議で決定せられたといふ官舎の家賃増取に不平不満の呪詛をまやしてゐます。

だが、何分にも、不景氣の際、下手なことをいひ出してクビにでもなつては大へんだといふ弱味が生に立つて、まだ反對の口火をきる者がありません。私は、堂々と官舎住居の官吏を結束して、家賃増取の不合理をけとばし、戦術さへにもあやまらなければかならず官舎家賃増取案をけとばすことができると確信します。

ついでには、平常あなた方の運動を邪覺する資本家地主の手先になつてゐるやうな私どもはなはだ厚かましいお願ひではありませんが、何とぞ官舎家賃増取の天くだり案をけとばす戦術ををしへてください。(一官吏生)

答 一 一割減俸案のやきなほし

官舎から月俸一割見當の家賃を取り立てるといふ緊縮内閣の迷案發表を見たとき、官吏には縁のない私さへも、なんとといふ執拗な、そしてケチな緊縮内閣だらうといふことに、人ごとならぬ憤りを感じさせられたのですから、官舎にすむ官吏としての質問者が、こまごまと不景氣裡の官吏生活をつらねた官舎家賃増取けとばしの戦術質問をよせられたことに、心からの同情を表して、私の所信を回答します。そして、かならず、私の所信にもとづく官舎官吏大動員の反對同盟を結成して、官舎家賃増取の迷案けとばしに成功せられんことをいのつてやみません。

おもふに、官舎の家賃を居住者月俸一割見當で増取しようといふ迷案は、緊縮内閣成立早々の一大失態として鼎の輕重をとられた一割減俸案が實現してゐたら、まさかその上官舎にすむ官吏から月俸一割程度の家賃を増取するとはいはなかつたでせう。かうした私の見とほしにあやまりがないとしたら、こんどの官舎家賃増取の迷案こそは、昨年失敗した一割減俸案のやきなほしだといはれてもかへす言葉はありません。しかも、そのやきなほしが、一ばん官吏にたいする一割減俸案の變形ではなくて

官舎にすむ官吏といふかぎられた特殊條件にしばらく大つびらな反對運動をなしえないだらうとおもはれる情實的弱い者いぢめだといふ點において、ゆるすべからざる政治的横暴案だといはなければなりません。ここに、質問者の質問趣旨にはつきりとあらはれてはゐないが、いわゆる感情的にはなほだ不平不満にたえない官舎家賃搾取案反對の呪咀にもえざるをえない反感があるのでせう。

二 住宅はすべて無料であるべきだ

況んや、私ども住宅問題について多少の研究調査をもつてゐるものからみた官舎家賃の搾取といふ問題は、人間生活の住宅に關する理想からいつても、いわゆる征服者の支配事務執行とその支配階級群を構成する官吏の生活保證といふ問題からいつてもだんじてゆるすことのできない不當横暴です。

なほさらに質問者の縷述せられた不景氣裡の官吏生活と日本の失業問題緩和を色どる家族制度との關係および新しく生活支出に官舎家賃の項目をくわへる生活豫算の破壊といふ點において事實上たへえられない負擔を暴壓するものだと信じます。

一たい、私ども人間生活の理想からみた生活必需品は絶対に必要だといふ事實が何よりも強い權利として當然必然どこにでもまた何者にでもみたまされると同時に、かつみとめられなければならぬはずのものだとおもはれます。この世にうまれてくる權利があつて、そのうまれてきた生命を持続するためにいきてゆく權利がみとめられな

いなどといふ不徹底な理窟はないはずで

私ども人間のうまれる權利を保護する社會は當然私ども人間のいきてゆく權利を保證すべきであつて、そこには人間の生活に絶対必要なものを超所有慾の状態においていわゆる所有者の排他獨占のもとにその獨占や蓄積をゆるすべきわけのものではありません。論より證據の現實をもつてこれを論證するものは、空氣や光線や水や火は、私ども人間の生活に絶対に必要な普遍的物質たる關係において、超所有慾の状態におかれてゐます。もつとも都會における水の利用については、税金をはらはなければ水道をのませないなどといふ水の獨占をくわだてゝゐる資本主義的獨占施設もありすが、それはかぎられた人々がいゆるるよい水をのみたいといふ水にたいする文化的政

策と相まつた資本主義文化としての水道計畫なのであつて、人間の生活に絶對的に必要な水本來の超所有慾關係を制約せんとするものではないのであります。それと同じやうに、やはり、私ども人間の生活に絶對的必要な三條件だといはれる衣食住の一つとしてもつとも基礎的な住宅もまた、いわゆる文化的享樂のために贅澤な住宅をもとめるといふやうなことであつたら、そこには多少の特殊負擔をしひられなければならぬ場合もあるのでせうが、その人の社會的活動に必要程度の住宅は、その人の社會的活動を必要とする社會が、當然その活動に必要な安息所として、もしくは、休養所として、もしくは活動の精力をもちかへすために必要な精力の原源として、その住宅を保證する義務があります。

それは、ちやうど仕事につかれて息ぎれした労働者が天地の空氣を自由に呼吸することが出来るやうに、またもう一つ變つた例をひくやうではあります、あまり遠い昔でもない河川の渡船時代や橋錢時代といふものをかへりみたと、特定の人が私費でわたし船や、かけた橋を一般の人がわたるときには、當然、渡船賃や橋錢を出すも

のだとおもつてゐたでせうが、一ばんの人のわたるに必要な川の一橋はけつして、特定人の私費で架設させて、これを利用する一ばん人から橋錢をとらしむべきものはなく、すべては一ばん人の社會的活動とその活動に必要な施設の進化が、現在のやうに橋錢などといふものゝいらなくなつたことからかんがへて、高い渡船の渡賃が安い橋錢の渡し賃になり、それがたゞになつたといふ進化そのままに汽車電車自動車等々の交通機關の將來も、結局たゞになるべきはすのものとおもひますが、問題の住宅もまた當然、たゞの理想にむかつてすゝまなければならぬはずのものと信じます。

すこしくわき道の長談議をしてしまつたやうですが、ともかくたゞの別名である官舎にすんで、無料住宅の便宜をよるこんでゐたものに、あたらしく有料住宅の官舎家賃搾取をくわだて、たとひ幾分でもの負擔を課するといふことは、人間生活の住宅にたいする理想からみて、絶對に反對しなければなりません。

三 不當横暴な官舎家賃の搾取

次に、官舎制度の沿革からみた官舎は、絶対に無料でなければならぬはずなので

す。
私は、先年、住宅問題講習會の研究資料として、住宅理想からみた標準住宅と日本官舎について統計的調査をしたことがありますが、やはり一番大きい官舎は首相官舎で、一番小さい官舎は鐵道官吏の官舎です。しかも日本の官舎の數は、そのものも小さい鐵道官吏の官舎が一ばん多いので、わづかに一戸六坪ぐらゐで、たうてい

いゆる住宅理想の氣積量からみた一人四坪といつたやうな標準坪數の足もとへもよれないのですが、大臣官舎のひろいものゝ官舎の全體を通じた官舎の坪數は平均十五坪ばかりで、結局、標準住宅以下なのです。だからさうした程度の官舎はもちろ

人間生活の活動に絶対必要な住宅として無料保證をうくるのが當然なのです。

さて、現在、いはゆる征服者の支配事務執行とその支配階級群を構成してゐる官吏中、いかなる官吏がもつとも多く官舎をあたへられてゐるかといふと、これは、何人も氣づく顯然の事實として、植民地における官吏の官舎をあげないものはないで

う。朝鮮、臺灣、樺太等に在住する官吏は、看守、警官、廷丁にいたるまでみな官舎をあてがはれてゐます。そして、さうした植民地の官吏に官舎をあたへるといふ事實は、おそらく、内地における最初の支配階級群を構成する官吏にもその生活を保證する住宅を提供したものだらうといふ現實を斷案させるにかたくありません。

と同時に、支配事務の執行ににんずる官吏の住宅は、おのづからその支配階級によつて保證せられなければならないはずである官舎制度の沿革をすることができでせう。これを労働者と住宅との關係からみた鑛山長屋職工長屋といふやうなもの、やはり、その仕事に必要な労働者の住宅は、その仕事を要求する資本家が保證する事實と相まつてその必然關係をうなづかせるに充分です。

しかして、話は前にもどりますが、植民地官吏の俸給は、さうした官舎住宅を見てんだらうへの決定だといふことも、支配階級群を構成する官吏の支配事務開始と官吏の赴任といふ關係からみれば、おのづからはつきりわかつてきます。もつとも、私が先だつて樺太へ旅行した際、某警官の不景氣話にきくと、樺太の警官初任給は四十五圓

ぐらゐで、内地の警官初任給六十圓とはくらべにならないほど安いが、それは植民地が俸七割といふ特別手當があるからだといつてゐましたが、實に人をバカにした話ではゆるる植民地加俸は（さうした制度は、決して正しいものではありませんが）内地と同様の俸給を標準にしてのみ成りたつべきものであつて、加俸の割合ばかり高くしても本給を安くして結局内地同様の加俸總額を算出するやうでは、加俸の意義がなくなるのですから、いやしくもさうしたバカげた觀念をもつていわゆる官舎制度を見る弊におちいらぬかぎり、官舎は俸給のほかには特別な職務執行便宜のための住宅供與であつて、俸給の幾分をさかせて官舎家賃をとるなどといふことは、全然官舎制度の本質を理解しない不當横暴な官舎家賃の搾取です。

四 彼らの隠謀といかにたたかふべきか

最後に、質問者の縷述せられた不景氣裡の官吏生活と日本における失業問題緩和の家族制度關係については、私も同意見で、（もちろん、そんなことで資本主義特有の失業問題が緩和されるものではありませぬ）物價がさがつて俸給のさがらない官吏ほど

不景氣の際に生活の餘裕を享樂するものはないやうにおもはれても、兄弟や親類の一人や二人の失業者をもたないものゝないかぎり、さうラクなはずのあるわけがありません。また、たとへ、多少はラクであつても、いろんな生活文化の享樂を攝取しえらやうにいゆる文化制度のすゝんだ今日、その方に享樂する生活豫算をたててゆかうとするのが人情であつて、それを今までなかつた月俸一割といふ官舎の家賃搾取事項を増加されるといふことは、文明の逆轉であり生活自由の束縛であつて、正しい生活の豫算を破壊せられるものだといふことにも同意見です。だから、あくまで、官舎家賃の搾取迷案に反對して、これをけとばさなければならぬことをおすしめします。

ところで、その戦術はといつても、別に大して妙案があるわけではありませんが、やはり、官舎官吏の大動員の反對動員を結成して、官吏減俸案に反對したときのやうなストライキをもつてたゝかふことが第一義でせう。それには、前にも一言したやうに、官舎家賃の搾取迷案はこれを政治的にみる場合、實に卑怯とも隠險とも執拗とも

いひやうのない不道徳案なのですから、まづ以上縷述したやうな官舎家賃搾取の不法不當を新聞や雑誌や演説に大聲叱呼宣傳煽動して、一だんの輿論をつくることが一ばんあぶなくないでせう。そして、これを、輿論の聽從にヤブサカならずといふ濱口内閣の雅量と無定見とをゴツチャにした急所をついて、官舎官吏の反對同盟を結成した陳情運動におしすゝめ、その陳情要求をうなづくまではストライキの覺悟をけつした抗争をたたきつけるところまでゆくとかならず、成功うたがひなしと信じます。

なほ、一言附加しておきますが、官舎に居住する官吏にして、その家賃を搾取せられるやうなことになつたら、しぜん全官吏の一割減俸問題がむしかへしてくるにちがひないとおもひます。それでなくとも昨今の殺人的不景氣にふきまぐられる本年度豫算の歳入見積減と、本年度の豫算難とは、官吏減俸案をむしかへさうとしてゐるらしいといふことであり、げんに、農村の窮乏化は教員や吏員の減俸を執行せんとしてゐるではありませんか。そして、心ない一ばん大衆は、不景氣のくるしまぎれに血にまよふ小學校教員の俸給減額を當然視せんとしてゐるやうですが、人間生活の向上を理

想とする立場からみた小俸給生活者の減俸は、絶対にあやまつてゐます。そこに、生活權の擁護をさげぶ教員組合の結成もあるものであります。それらに關聯した官舎家賃の搾取問題は、そのトップを切るものとしてもつとも強力にたゝかはれなければならぬ問題であることをつけます。(布施)

十二 不法行爲とは何か

一 不法行爲の意義

民法第七〇九條 故意又は過失によりて、他人の權利を侵害したるものは、これによりて生じたる損害を、賠償する責に任ず

この條文によると、故意または過失によつて、生じた損害の賠償が法律でもつて規定されたことになる。

したがつて、一切の損害にたいして、これは、故意かまたは過失かといふ問題が第一に起きるのであり、そののみによつて、全體のケリがつく。しかしながら、ここで

問題になるのは凡ての損害が、故意と過失の何れかへふくまれるものかどうかといふ點にある。

わが國の不法行為論の仕組みによると、故意はとも角、その全部を認めるとしても過失にたいしては、大きい制限がつけられてゐる。

わが國の過失は、いはゆる過失主義による過失であつて、一定の事件にたいする原因と結果との關係が、相當因果關係をもつてゐるものだけに限る。ここに相當因果關係といふのは、一定の場合に、何人がやつても客觀的に、さういふ損害が生ずるといふ關係をさす。換言すれば、過失にたいしてあつた數多の損害中、きはめて限られたる損害のみを賠償させるといふのである。

このことは、いまや、われわれに何をもの語るか、われわれは、時々刻々に起つてゐる、もろもろの損害を見ると、プロレタリアートと資本家・事業家との間の一般問題として何を求めなければならぬか、といふ點にたいする嚴格な結論を要求する。

われわれの同志たちがうける多くの損害は、すべてみな、十分な損害賠償に關する

取扱をうけてゐないといふこと、したがつて、プロレタリアートは、損害のうけつばなしになつてゐるといふことを考へないわけに行かない。

工場内の怪我、石炭の煙とほこりとの中のみ生活してゐる工場労働者の生活状態、鑛石の粉が空中いつばいになつてゐる坑内作業の鑛山労働者、あるひは濕氣とガスにみちてゐる炭礦労働者、そしてまた、煙害、煙毒になやまされてゐる鑛業地附近の農民大衆のうけてゐる損害を始めとして、あらゆる損失が、われわれの周圍を埋めてゐるにも拘はらず、これを問題にしない。それはいふまでもなく、資本家の利益のためにプロレタリアートの犠牲は、あくまで問題でないといふ支配階級の見地の故である。

われわれは、かゝることが、資本主義經濟組織のもつてゐる必然性から生まれてくるものであるといふことを明瞭に看取する。だがしかし、このやうな損失をしかかる損失を與へることが少數者の富をふやすことであるにもかゝはらず——ただ、そのまゝにしてをくが故に、これを、具體的に取扱ひ、階級的問題として、戦ふのである。

ことに、この項は、工場法適用範圍外の労働者にとつて、もつとも重要な足がかりとなるものであるから、工場法關係でないところの、一般労働者の負傷、その他にたいする損害賠償乃至慰藉料請求については、不法行為の條文を逆用することを考へるべきであらう。

二 一切の過失にたいする賠償を要求せよ

われわれは、資本主義の組織の中で生活してゐる以上、その中で発生した一切の過失、とくにブルジョア階級の手によつてまき起されたところのプロレタリアートの損失をプロレタリアートへ賠償せよと叫ぶ。

鑛山を營んでゐるために、尨大な煙害をバラまくところの事實に向つて、もつとも明白な攻撃をなす必要と理由とがあらうし、また設備不安安全な工場主に向つて、そこから起る一切の損失の賠償責任を叫ぶことが正しい。

われわれは、これらの意味において、あくまで所謂無過失責任を實行させ、原因主義を實現することによつて損害をひき起したところのあらゆる原因を過失の範圍にひ

き入れて、それを辨濟させることを強要する。

民法はさらに次のやうにいふ。

民法第七一〇條 他人の身體、自由、または名譽を害したる場合と財産権を害したる場合とを問はず、前條の規定によりて、損害賠償の責に任ずるものは、財産以外の損害に對しても、其の賠償をなすことを要す。

第七一一條 他人の生命を害したるものは、被害者の父母、配偶者及び、子にたいしては、其の財産権を害せられざりし場合に於いても損害の賠償をなすことを要す。

第七一二條 未成年者が他人に損害を加へたる場合において、その行為の責任を辨識するに足るべき知能を具へざりしときは、其行為につき賠償の責に任ぜず。

これらの問題にたいしても、われわれは、とくに富めるものゝ責任といふことを強調すべきである。なんとなれば、富めるもの及びその未成年者によつて與へられたる貧しきものの損失は、階級的意義からすれば、極めて重大なものになるからである。ブルンチュリーは『富は債務を生ず』とさへ言つてゐるが、われわれは、この意義を充分に階級的な見地から確立することを要求すべきである。

富めるものが與へたあらゆる損失を賠償せしめよ、貧しきものに轉嫁させられる、一切の損失を要求せよ、といふことが、今後のわれわれの大きな闘争目標となり、ま

たならうとしてゐるのである。

三 事業主の責任と傭人の責任

民法第七百十五條によれば、事業主は、事業上の執行について、その使用人がひきおこしたところの責任を負担するといふことが規定されてゐる。

われわれは、この點をつよく認識しておくべきだといふのは、とくに交通事故その他、事業上のことで、使用人がひきおこした損失にたいする——他人をいためたもの——場合に、被傭人が出すのでなく、事業主が出すのだといふことが、かくも明瞭に規定されてゐるといふことを知つておく必要があるからである。

但し、第七百二十二條の二項に、被害者にも過失があつたときには、損害高を裁判所が斟酌するといふ規定があるから、失敗しないやうに注意を要する。

事業主は多くの場合、その責任を、自己の責任ではない、その過失が、使用人の業務外の責任だといふやうに轉嫁するから、さういふ際には、充分警戒をしなければならぬ。

要するに、不法行為に關する損害賠償の問題は、有産者が無産者にたいして負ふ財産上の責任といふことになる。いかに。責任があつたところで無いものからは貰ふわけに行かないからである。そしてまた、一般に、有産者が、無産者に損失をかけた場合には、たとへその損失をかけた原因の程度如何が問題にならなくとも、かれが資産をもつてゐるといふたゞそれだけの理由・根據、から責任負擔の義務が発生するのである。即ち、かれの一擧手・一投足、によつてもたらされた無産者の生活上の悲惨な結果を放げうつわけにはゆかないからである。なるほど、ブルヂョア民法學者はかやうな場合でも、貧乏人との平等を叫んで「法律における平等」の教訓を高らかに叫ぶであらう。しかしながらそれは利己主義的な欺瞞の論法である。われわれはすでに階級關係の上に、平等といふ法律關係が成立しないといふことを知つてゐる。それは階級社會におけるあらゆる關係の不平等と同様な事實であることを見逃しはしない。かやうにして、資本家地主の不法行為——故意又は過失による無産者へ及ぼした損害——の問題を深刻に追求することを忘れない。工場において、農場において、狩獵

場における外れ弾丸について、自動車・オートバイの過失について、あらゆる場面に
おいて、資本家・地主の損害負擔義務を強調するのである。ここに、新らしい、深刻
な不景氣時代の民法解釋、民衆の要求の重點があることを忘れてはならぬ。(稗良)

十三 不景氣と失業手当の問題

問 私の友人の父が、同一業を二十五年間働いてゐて、今度主人が轉職の爲失業するので、失業手当を百圓
主人は與へると言ふが、本人は不具者故五百圓貰ひたいと言ふのですが、どうしたら良いか、と申込まれま
したから御解答下さい。尚、左にそれを條件書きにいたしますと、

- 一、同一業に二十五年間働いて来た。(労働者は生れ付き不具者なので)
- 二、主人は今成金で財産六十萬と稱してゐます。
- 三、今主人は轉職の爲、百圓の失業手当を支給すると言つてゐるのです。
- 四、労働者は少なく共五百圓貰はなければ食つて行かれぬから、五百圓貰ひたいと言つてゐるのですが、
五百圓の解雇手当を要求することは如何でせうか。(埼玉縣全農下忍支部、關口生)

答 質問では所謂主人の轉業といふのが、今やつてゐた何業を、今度新らしい何業に
轉業するかと判りません。従つて、問題の労働者が、二十五年間勤続したと言ふ職業
も判らなければ、その労働者が、不具者でありながら、二十五年間勤続された特殊の
理由も判り兼ねるので、ハッキリした解答は出来ません。もし、それが判つたら、も
つと具體的にハッキリした解答も出来るだらうと思ひますが、質問で判り得た程度で
左に解答します。

二十五年間も同一の雇主に、おそらくはあんまり多くもなかつたであらう給料で、
死なない位、生きない位の人間機械に、油を差す程度の給料で勤續して来たことは、
事實上その一生をその雇主に捧げたやうなものです。そして、その様な雇人の犠牲に
よつて雇主の事業が盛大となり、今六十萬圓からの成金になつてをるものだとすれば
その六十萬圓の成金財産は、雇人等相互共力の結晶だとして、分配を要求する意味で
多年勤續者の退職手当が、その事業を閉止する場合に可能であらねばならぬ筈です。
しかも、不具者であると言ふ労働者が二十五年もその事業に勤續したと言ふことは

何にか特殊な理由があるに違ひないと思ひますが、只二十五年も勤続すれば、労働者の作業能力が偏傾化するものですが、不具者が二十五年も勤続したと言ふ一事から察して見ても、その労働者は、その失業によつて、再び新しい職業を求めることの作業能力の不具にもなつてをるでせう。従つて、さうした作業能力の偏傾的不具者は、やはり一種の産業危険の犠牲に於ける病人だと言つて差支へないのです。

例へば化学肥料の製造従業員が中毒を起して病人になると違はない産業危険の犠牲者なのです。

それ故永年の同一事業勤続者に何等の過失なくして、雇主の都合による解雇、もしくは老年解雇と言ふやうな場合に相當の解職手當を出すことが、労働者雇備關係の一般的慣行になつてをるのです。

だからその意味で質問の労働者が、解雇手當を要求するのは正當であり、且つ可能であります。

しかして、その要求額が、幾何を相當とするやと言ふと只空漠に百圓とか五百圓とか言ふことではなく、ごく嚴密な退職手當計算に關する慣行によつて計算しても、五年以上の勤続者は六ヶ月分を單位として（退職當時給料）一ケ年を増す毎に一ヶ月を増すとして（質問の労働者の退職當時における給料を假りに五十圓とし）五年の六ヶ月分三百圓、五年以上二十五年までの一ケ年一ヶ月分を増し二十ヶ月分、金一千圓の合計一千三百圓を要求することが合理的に打算せられますが、しかし、以上の解雇手當要求に關する理論と計算は、現在の法律が、明白にこれを規定してゐる労働者の權利とは言へません。

即ち、かくした金を法律的に取るやうなわけにはゆかないのです。けれども、かうした労働者の主張と要求とは、その人の力により、その組合の力により、現實に規約化せられてもをり、又現實にそれだけの解雇手當を取つてゐることもあります。

故に質問の五百圓を要求することは、あまりにも當然な要求だと考へますから、是非強く折衝して、それだけを必ず取る勝利を希望します。

折衝の際、この解答を雇主に示されることも差支へありません。（布施）

ナタ方の經濟生活に苦しめられたり、精神的不安に悩ましめられたりする氣持を鍛へ直されなければ爲りません。なぜと云ふに、イクラ賃銀が安くても仕事の口が見付かつたのが嬉しいと云ふ氣持ちだけでアナタ方の安い勞働力を資本家共に供給することは、結局アナタ方朝鮮人勞働者は勿論、日本人勞働者に對する資本家共の搾取を逞よせしむる屈從に爲るからです。

それ故、アナタ方朝鮮勞働者が日本へ渡米して仕事の口を見付けるためには、勞働組合の手を通すやうにしなければ爲りません。さうでないとい、團體協約權も交渉權も確立することが出来ませんから。特に簡単な仕事の如うに見せかけた安い賃銀のアナタを六つかしい危険な仕事に使用する彼等の欺瞞に乗せられないやうにするには、どうしても勞働組合の力にまたなければ爲らない事になつて居るアナタ方の立場である事をヨク考へて下さる。

X

サテ質問の負傷問題ですが、詳しく負傷當時の事故状況を聽かなければ具體的なこ

とまでは言ひ兼ねます。けれども、簡単な仕事だと云うて安賃銀の雑用工に雇傭しながら之れに危険な油指しをさせて事實上危険無慘な負傷事故を惹起して居る限り、立派に仕事の配屬と職工能力の適當を缺いた使用の仕方として不注意の責任、即ち、過失の責任があるものと考へますから、民法上の損害賠償を請求し得るものと思ひます。

だが、其の損害賠償請求問題は多少時日を要する問題として、差當りの治療並に健康回復までの療養問題ですが、——工場法の適用ある工場なれば言ふまでも無い、工場法施行令の適用に依り、又は健康保険法の適用に依り、立派に其の負傷を治療させ且つ、其の健康回復に至るまでの賃銀を支給させる事が出来た。

尙ほ假りに工場法の適用がなく、又、健康保険法の適用もない工場だとしても、實力により、正義に依り、現に其の工場で怪我させられたアナタの負傷の癒り切らない中に解雇の申渡を受けて病院から追ひ出されては居られないはずで。

合法的には民法損害賠償の請求及び工場法保険法の精神に則り、追ひ出されたので

は傷が治らず、解雇手當を受けなければ生きて行かれない絶對の生活權を主張して、其の對策を誤らないやうにして貰ひ度い。そのためには、在日朝鮮勞働者産業危險犠牲者救済會が働いて呉れます。(布施)

十五 指をモガれた無産者の子弟と工場主の責任

問 私の大男某當十五年(大正四年四月二十日生)は私が某共濟會の賄方に勤務し、僅に一圓五十七錢の日給で家族五人の生活を維持する家計の苦しさを見兼ねたものか、本年四月小學校の卒業後をどうするかについて協議した際、妻が今までの内職をもう一時間延して働いても勉強させたいといふので、夜間商業學校に入學せしめることにした次男某は、そのために家計が一層苦しくなつて來たのを救ふ心算で、小學校卒業後すぐ友達が職工として入つた工場へ手續して入れて貰ひ、初は日給五十錢ばかりの勘定を月末に持つて來て母親を喜ばせて居ました。私は寧ろそのいぢらしさに泣きながら、これをやめさせなかつたのが、今日から考へるとすまない様に思ひますけれども、家計の苦しいまゝにいくらでも子供の取つて來る金をあてにしなければならぬ状態なので、子供はいくらでもよいに収入の得られる仕事を手傳はうとした結果、去

る七月十七日から足袋底の型抜きといふ仕事を手傳ふこととなり、これまで三十四五の職人が取扱つて居た器械をあてがはれたのださうですが、それからその三日目の廿日型の抜き差しの際、上つて止つて居る筈の齒止の具合が悪い爲に、突如落下した刃に挟まれて右手の親指を切落されてしまひました。そして生れもつかぬ不具者になつたのですが、工場では怪我の手當も充分にしてくれず、僅に解雇手當二百日分交附の追放を宣告して來ました。切落された右の親指と満足な左の親指とを並べて出されたのを見ると、本當に可哀想てなりません。どうか加してカタキをとつてやりたいと思ひますが御意見は如何でしやう。(千住、一無産者)

答 私はこの質問に接して先づ第一に胸を打たれるのは、無産者の子弟のいぢらしさです。母親の内職時間を延しても苦しい家計の中から中等教育をうけさせやうといふ子供さんの學校の成績はよかつたのでしやう。果してさうとしたらアナタ方が夜學校へやりたいと思ふより以上、本人はもつと自由な學校へ進む勉強をしたかつたのでしやう。さういふ少、青年に、求むるがまゝの勉強が出来る様になるのが所謂、教育機會均等の理想社會でなければならぬと思ひます。だがさうしたことはしばらくおき、夜學校の相間を見て小學校卒業と同時に友達の入つた工場に自分も手傳に行く

といふ氣持は、恐らくその友達に對して氣の毒といふ同情が働いたのでしやう。即ち自分ばかりべん／＼と學校に行けぬといふ氣持、更に自分が母親が内職の時間を延して學費を作つてくれるのだといふ母親への感謝並に父親が僅に一圓五十七錢の日給で一家を支へて行かなければならない苦しい家計を助けるといふけなげな氣持で工場へ手傳ひに行き、更に幾何でもよけいな金がとれるやうに、一人前の男でなければ動かせない足袋型拔きの機械廻しをひき受けたのでせう。さういふ子供さんの氣持は本當に眞面目で勤勉で人間愛に燃ゆる無産者の青年子弟の中にのみ見得る純眞な氣持です。ですからさうした事情のもとに足袋底型拔きの就業中大切なる右の親指を切落して生れもつかぬ一生の不具者になつたのだといふ事情が雇主に判つたなら、その事故が本人の過失に基くのかどうかと云ふ問題を外にして、その子供のいぢらしい純情にうたれる賠償を捧げるのが人間當然の義務でなければなりません。しかるに健康保險法所定の醫療さへも充分につくさず、たゞ／＼工場法所定の最低扶助料二百日分——といつても僅に百圓——を投出して追拂ふといふのは何たる無情鬼畜の態度でしや

う。アナタが生れもつかぬ子供の不具を見せつけられた激情の復讐を叫ぶのも無理ではありません。私は心からの同感を以て鬼畜の如き雇主を膺懲してやりたいと思ひます。

それについて先づ彼等の法律で彼等を縛る戦術研究の最も大切なことは、その機械の使用方法が十五歳に足らぬ少年工に取扱はせてよいものかどうかといふ調査です。私の察するところによれば、はだし足袋の底を抜く機械は餘程目方のある、又その上げ下げに相當力を要する大機械だらうと思ひます。前に三十四五の職人がこれを取扱つてゐたといふことでも、さうした想像の無理ならざることを確信しますが、これを幼年、少年工の特殊保護に關する勞働法規に照して見ますと、十四年以下が幼年工で十四年を越えて居れば例ひ二月越えてゐても少年工となるのでしやうが、少しの見習をも熟習せしめず又指導的監督をおかず、僅に、十四年二ヶ月の少年工をして最大な危険を伴ふ機械操縦をなさしめたといふことは、その職工能力——即ち少年なだけに能力が若くて給料の安い筈であるのに給料の高い一人前の職工でなければ取扱は

しめない仕事を分配したこと自體が既に雇主の不注意であることを断じて疑ひませ
ん。従つて、雇主に何等の不注意の無い就業中の事故だといふことになれば日給二百
日分といふ扶助料は強ち無理だとは云へない日給計算ではありませんが、雇主の不注意
に基く事故だといふことになれば民法七〇九條に云ふ損害賠償として十五年になる少
年が右の親指一本を失うた爲に將來どの位収入が減少するかといふ、得べき利益の喪
失を克明に見積つた損害賠償——例へば一ヶ月十圓づつの収入を減少するとして、六
十迄生きて働くものとしたらその期の積算額、及び親指を無くしたことの不愉快と不
便の慰藉料を請求することが出来ます。

以上の解答に従つて事實の詳細を調査し、無産青少年の復讐の爲に、鬼畜の雇主の
膺懲のために、さうした戦術に出でられんことを切に臨みます。(布施)

十六 産業危険の犠牲の損害賠償はどうすればどの位 取れるか

問 在日朝鮮労働者産業危険犠牲者救済會の仕事は扱つて居ると、トンネルが崩れた壓死者や、トロツコに
押つぶされた怪我人や、機械にはさまれて足を折つたり手をもがれたりする犠牲者は勿論電車、汽車、自動
者の交通事故の損害賠償請求事件は驚く程澤山にあります。

これは一人朝鮮人に關したことはなく、日本人労働者の間にも随分澤山の産業危険犠牲者があるてせう
から詳しく此の問題について私共の参考のために説明して下さいませんか。(京橋、大川平三)

答

産業立國の御題目ばかりを唱へて居る政府からは、目新しい施設の何ものをも見せ
て貰つた譯ではありませんが、機械生産業の進化と交通文明の發展とは、政治家達の
唱へるノンセンスな産業立國の御題目如何に拘らず、次ぎから次ぎへと恐ろしい勢の
進展振りを示して居ります。

人間は由來便利で重寶なことの好きなものなのですから成可く短かい時間で長い旅
が樂に出来る交通機關の便宜を望む所に電車自動車の普及誠に驚くべきものがありま
す。山間僻地の何時の世になつたら汽車がかかるだらう——電車が通るだらう、など

と云つて居た田舎の此の頃は東京の郊外よりも便利な自動車流行で、割合に便利な乗合自動車が開通して、六十七歳の爺さん、婆さんが、結構手を舉げて乗合自動車の乗降を利用してをります。

それに、近來の政治施設が、どこからどこ迄黨派關係の土木水利工事に累せられる水害、旱害や、天候不順片雨、片照りの地方的不作を補はなければ爲らない生産物資有無相通を運ぶ所謂横の生産、貨物輸送が盛んになり、それに×××だ、ヤレ展覽會だといふ民衆動員の激しくなつた旅客輸送の汽車電車が四方に開通した交通網の激成、眞に驚くべき數字は何事をも如實に語る統計が之を示して居ります。

更に、一般工場の電氣機具やその他の機械利用が盛んになつて來たことは、不景氣なばかりで失業者が殖えて居るのではない一事をマザマザと實證して居ます。即ち工場が殖えれば生産が殖えるのですから、當然職工の就職需要も殖えなければ爲らない筈なのに、益々失業者の殖えて行く一事をみただけでも其の如何に機械利用の盛んに爲つて居るかを想像するに難くありません。

ただ、遺憾なことには、機械の利用が如何なる程度迄進んで居るのかの統計は之を知り得ませんが、東京市を中心とした警視廳所管最近の工場増加と職工増加の現状は概略次の如くであります。

昭和二年

工場數

七千五百二十八

職工數

十七萬四千九百四十六

昭和三年

七千七百九十五

十八萬二千四百七十九

一寸した此の統計に依つても、工場の殖える割合に職工數の殖えて居ないだけ機械の利用が盛んになつて居ることが判ります。そしてそれだけ失業者が殖えるのです。それ故に交通機關發達の結果は大百貨店ばかりが繁昌して行くので、働かなければ食へない労働者が仕事場を追はれ、賣らなければ食へない小商人が元値を切つてもありたけの物品を賣盡して夜逃げしなければならぬやうな事になるのです。

二

然かも、そんなに不景氣だくと云ふ吾國が、國家全體として計算した國富の増加は、寧ろ驚くべきもので、最近の新聞は左の如き統計を報道して居ます。

日本の國富 千二十三億圓

內閣統計局が大正十一年國勢院時代に試みた戰前戰後の國富調査の例により最近における國富を推算した所によると大正十三年末におけるわが國富は一千二十三億圓人口一人當り一千七百三十一圓となり近年わが國富は可なりに増加を示してゐる。しかしこれを英米に比すれば非常な劣勢たるを免れぬ。

大正十三年末	戰後	戰前	戰後に比し	戰前に比し
國富總額	一〇、二三四	三、二〇四	一、六二六	七、〇三〇
人口一人當り	八、六〇七	六〇六	二〇一	一一二五
	一、七三一	一、五三〇		

以上の一人當り平均一千七百圓と云ふ數字は決して貧弱な統計ではありません。七千萬日本國民一家五人としての一月は何處の家でも合計金八千圓からの資産を有つべき國富を擁して居る譯なのですが、事實は全然反對で大多數の國民は十錢の錢にも困

る位に貧乏して居て、食ふにも困つて居ることは之れ亦最近の新聞が左の如く報道して居ります。

一日の生活費十六錢五厘

市社會局が調べたドン底の原則

市社會局では過般市内三十二方面區二萬五千世帯約十二萬人の細民につき「細民とはどんなものか」と云ふ原則調査をやつたその方法は一方面區から代表的の細民世帯カード一枚乃至二枚を提出さす六十一世帯につき統計的に調査したものである。それによると世帯主平均年齢は四十五歳の働き盛り

在京年数は二十六年、教育程度、全然無學の者十三人、尋小半途退學十二人、尋小卒二十九人、高小卒五人、高女出一人、美術學校出一人、職業は無職十六人、小商人十四人、手内職四人、勞働者十人、メリヤス職工十八人

家族は平均五人六分て子供数は三人四分、それに病人が平均一人二分と云ふから乳幼兒を差引いて兩親中の一人は必ず病人であることになる。また疊数は七疊三分て家賃が十一圓九十六錢

肝心の世帯主の収入は一月に十五圓四十八錢、その外家族の内職等による収入が十二圓三十錢と云ふから、一世帯の一月収入は二十七圓七十八錢、家族一人當り一日生活費十六錢五厘、この結果により、いはゆる細民といふ原則として共通の點は、教育が無いこと、手に職がないこと、家族即ち子供が多いこと、病人がある

ことの四點である。貧乏者の子澤山と云ふことを如實に物語つてゐる。

右につき舟津保護課長は語る

右の調査により細民を救ふには先づ教育特に職業教育の必要と病人を家族の手から引離して救療すること、また子澤山にはどの世帯も惱んでゐるのだからこれを救ふ方法を講ずることより外に手段はない、こんな實例がある。美術學校彫刻科出身の主人が病氣で働けず女房は九ツ六ツ三ツの三兒を抱へて殆んど無收入

また、高女出の今年二十七歳の婦人は、夫に死別し盲目の義母と八歳の妹に三歳の子供を抱へて自分は毎夜露店商人をして糊口を凌いでゐると云ふやうな教育ある者の細民地帯の實例もある。この人達は相當の家庭にそだつた人だけあつて誠に氣の毒だ、何とか國家的の施設を待つより外は徹底的救濟の餘地はないことを遺憾とする。

之に依ると前の新聞で報道した増加の國富は何處かに蓄積されて居るに違ひないの
ですが、扱て何處に其の増加した國富が蓄積されて居るのかを調べて見たら、三井、
三菱、安田、住友等々の一流財閥代表的會社の資本増加と、利益配當とに腹を立てな
るものは無いでせう。

(あまり煩しくなるから表は略す)

三

餘談のやうではあるが、斯うした統計こそは、七千萬人日本國民大部分の無産者が
働いて作つた富が、皆の食ふ丈けも分配されずに財閥連中の懐を肥す現代資本主義社
會の一斷面を寫し出して居るのです。そして、そのために毎年毎年よけいに働いてよ
けいに富を生産して、それでよけいに食ふに困つてくるなどといふことは實際不合理
とも何とも言ひ様がないではありませんか！ まことに、現代資本主義社會こそは、
搾る者に便利な、搾られる者に悲惨な資本主義の制度ではありません。だが、しかし私
は今此處にさうしたことを述べやうとして居るのではありません。

私の此處に斯うした産業統計を引合に出したのは、彼等の所謂國富の増加が如何に
無産者の生命と健康とを危険に曝して居るか！ 強く言ひ換へて叫べば、國富の増加
を喜ぶ財閥共の爲めに犠牲を拂はせられる産業危険のどんなに恐ろしいものかを訴へ
たいのです。そして、都合のいい人であれば都合の悪い人があり、苦しむ人があれば
又、苦しめる人がある。儲ける人があればその反對に損する人がある、と云ふのが、

現代の資本主義社會が生んだ階級對立の實相なのである事を一般無産大衆に知つて貰ひ度いのですと同時に、苦しめられる人が無くて樂しむ人ばかりであり、すべての人が、そのよいことばかりを喜ぶことが出来るやうな理想の社會——所謂搾る者がなく搾られる者が無い理想社會が出来るまでは、苦しめる人が慘い目に合つて、苦しめられる人が救はれる無産者のために社會が出来なければならぬ筈である事をも、一般無産大衆に知つて貰ひ度いのです。

四

と云うても、一足飛びに其處まで行き得ない中の現代資本主義社會に於ては、國富の増加を促す産業の發展は、何時でもその下積に多數の犠牲者を苛んで居るのだからその犠牲者の爲に、どうすれば其の損害がどの位取れるかを、最も合理的に解説して、一般産業危険犠牲者の復讐と權利主張とを強調せんとするのが本論の主眼です。其處で、先づ第一に解説しなければならぬことは、産業危険の實状ですが、之を理論的に言ふと面倒ですから、實例で分り易く此の解説を進めます。

誰にも氣の付くことは、電車、汽車の危険であります。交通機關の發達は住宅問題に關係してをることなので、左に東京市の例を取ります。

それによると電車を利用する東京市内外昭和二年度の人口四、七二七、〇七七人が、昭和三年度には、四、九七六、七五九人に増加して居りますが、左様した人口の増加よりも著しいものは、電車利用の人口動員増加です。之を昭和二年十二月只一ヶ月の電車乗員三六、八四九、一九五人と、昭和三年の同じ十二月に於ける電車乗員三七、六一五、一〇七人を比較すると、人口の増加よりも動員の増加率が、よほど高くなつて居ります。之は何のためか、と云ふと、勿論都會中心に建築せられたビルディングで一萬人位を收容する高層、官公署、銀行會社への通勤者とその住居を郊外に追つ放はれた結果なのです。而かも之を移送する電車が、どの位増加して居るか、といふと、先に擧げた昭和二年度十二月と昭和三年度十二月の同月比較 七六六、〇〇〇人と云ふ乗客増加に對して、電車は僅かに四八臺を増加して居るに過ぎません、だから、旅客及貨物の交通移送が頻繁になれば頻繁になる程、今の状態では之を圓滑に不平なく移動

せしむることは殆んど不可能で無理に無理をして居る結果が、幾多の交通事故を惹起して行くのであります。

交通が常に混雑してをると、従業員は常に休む暇もなく寸時も落付いては居られせん。又、多数の乗客も其の渦中に巻き込まれる吾先きにの混雑が、所謂殺人電車に競争乗車をしなければならぬので、交通道徳などと云うては居られないことに爲るのです。そのために神経性患者さへをるといふ位で、警視廳の探つた電車の交通事故を含んだ一般交通事故は實に左の通りです。

	昭和二年度	昭和三年度
自動車に關するもの	一四、三八二	一八、六一四
電車	三、六二六	四、六九八
自動轉車	九、〇六六	九、〇一七
自動自轉車	五七五	六九五
人力車	二七二	二〇九
荷牛馬車	一、九六八	二、三三二
其他	二、二一三	二、二六四

歩行者 七、八四〇 八、四九四

と云ふ激増を示し、更らに、昭和三年中の交通事故内譯は左の通りになつて居ります。

自動車事故ノ相手方

	件数	死亡数	負傷数
自動車	二、九三六	一	二六七
電車	一、七六三	九	一八三
自動轉車	四、六五四	二〇	二、四五四
自動自轉車	一九四	一	九〇
人力車	一二五	一	九〇
荷牛馬車	九一一	一	五五
歩行者	二三八	六	六一五
其他物件	四、九〇六	九九	四、五九七
其他	七二八	一	一一〇
計	一六、七二七	一四〇	八、五四〇

電車事故ノ相手方

種類	件数	死亡数	負傷数
自動車	九六五	五	一六四
電車	五四	一	七三
自轉車	二四四	五	一五四
自動自轉車	一八	一	六
人力車	七	一	四
荷馬車	一三六	一	八一
歩行者	六六〇	四	一九
其他物件	三	一	二
其他	四四九	六	四五二
計	二、六〇三	六〇	一、五七八

自轉車事故ノ相手方

種類	件数	死亡数	負傷数
自動車	五二三	三	二二七
電車	一〇二	一	六〇
自轉車	五三二	一	二七九
自動自轉車	二二	一	一〇
人力車	二四	一	六

種類	件数	死亡数	負傷数
荷馬車	九五	一	六七
歩行者	一、八五八	四	四九
其他物件	三一	一	一七六九
其他	一六	一	一五
計	三、二八七	一〇	二、四九一

備考
 ○其他物件とは電柱、サイドポール、塀、橋梁等
 ○其他とは、トロツコ、乗馬、ローラ等

尚、讀者の實感を啖る爲に電車及自動車轢殺事件の判決二つを掲げて交通事故の如何に恐ろしいものかを考へて貰ひ度いと思ふ。

一前略一

電車運轉手 × × × × ×
 當三十一年

右ノ者ニ對スル業務上ノ過失傷害致死被告事件ニ付大正十四年二月十七日東京區裁判所ガ言渡シタル有罪ノ判決ニ對シ被告入ヨリ適法ナル控訴申立アリタルヲ以テ當裁判所ハ檢事×××關與審理ヲ遂ケ更ニ判決ヲ爲ス
 トコロ左ノ如シ

主文

被告人ヲ禁錮一月ニ處ス

理由

被告人ハ東京市電氣局電車運轉手ナルトコロ大正十三年十一月八日午後四時五十分頃同局新宿發萬世橋行キ電車第三二一八號ヲ運轉シテ東京市牛込區若松町停留場ニ至リ停車中約三十五間ノ前方軌道上ニ新宿行電車ガ停車シ其外側道路ニ警視廳巡查×××ガ小學兒童數十名ノ軌道ヲ横斷セントスルヲ整理シ得ルヲ目撃シ且該地點ハ十字街路ナルヲ知悉シ居タルヲ以テ間モナク右停留場ヲ發車シタル後ハ業務上進路ノ前方注視ヲ怠ラザルハ勿論特ニ右×××竝ニ小學兒童ノ動靜ニ付テ警戒ヲ嚴ニシ何時ニテモ直チニ停車セシメ得ルガ如ク徐行シ以テ危害ヲ未然ニ防止スル周到ナル注意ヲ爲スベキ義務アルニモ拘ラス漫然約七哩ノ速力ヲ持續シテ進行シ右×××カ軌道ノ中央ニ進ミテ交通ヲ整理シ居リ且被告人ノ乗務シタル電車トノ距離約七間ニ接近シタル際ニハ舉手シテ停車ノ合圖ヲ爲シタルニモ氣付カス其距離約三間ニシテ初メテ之ヲ認メ漸ク急停車ノ處置ニ出テタルタメ同區原町三丁目十番地先軌道ニ於テ該電車ノ側面ヲ右×××ニ衝突セシメテ同人ノ頭蓋顛頂部其他ニ傷害ヲ蒙ラシメ因テ大正十三年十一月二十五日午後八時遂ニ亡スルニ到ラシメタルモノナリ

證據ヲ按スルニ右ノ事實中被告人カ東京市電氣局運轉手トシテ判示電車ニ乗務シ判示日時場所ニ停車中約三十五間ノ前方ニ新宿行電車カ停車シ其外側道路ニ警視廳巡查×××カ多數ノ小學兒童ノ軌道ヲ横斷セントスルヲ整理シ居ルヲ目撃シタルコト竝ニ該地點ハ十字街路ナルコトヲ知悉シ居リタルコト及判示停留場發車後同巡查トノ距離三間ニ至ルマテ同巡查カ軌道ニ在リテ交通ヲ整理シ居タルニ氣付カサリシコトハ被告人ノ當公廷ニ於ケル其旨ノ供述ニ依リ約七哩ノ速力ヲ持續シテ進行シタルコトハ原審第一回公判調書中被告人ノ其旨ノ供述記載ニヨリ明瞭ニシテ右×××カ電車軌道ノ中央ニ進ミテ交通ヲ整理シ電車トノ距離七八間トナリタル時ニハ舉手シテ停車ノ合圖ヲ爲シ居リタルコトハ立川庄吉ニ對スル檢事聽取書ニ右電車カ×××ニ衝突シタルコトハ×××××ニ對スル司法警察官聽取書ニ執レモ例示同旨ノ供述記載アルニヨリ之ヲ認ムヘク官民ノ負傷ノ部位ハ同人

ニ對スル醫師菅志津勢ノ作成ニ係ル診斷書(記錄四十九、五十、五十一丁)ニ其ノ死亡ノ日時及ヒ死因ハ同人ニ對スル同醫師作成ニ係ル死亡診斷書(記錄五十三、五十四丁)ニ各判示同旨ノ記載アルニヨリ之ヲ認定ス

後略

自動車運轉手

× × × ×

當二十三年

右ノ者ニ對スル業務上過失致死被告事件ニ付キ大正十四年十月十二日東京區裁判所ノ言渡シタル有罪判決ニ對シ被告人ヨリ適法ナル控訴ノ申立アリタルニヨリ當裁判所ハ檢事××××關與ノ上更ニ審理スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ罰金五十圓ニ處ス

右罰金ヲ完納スルコト能ハサルトキハ一日金二圓ノ割合ニ依ル期間被告人ヲ勞役場ニ留置ス

理由

被告人ハ自動車運轉手トシテ東京市道路局ニ雇ハレ中大正十四年三月二十六日二噸積貨物自動車第千四百二號ヲ操縦シテ麻布區六本木町ヨリ同區一ノ橋方面ニ向ヒテ道路ノ左側ヲ進行シ同日午前十一時十分頃同區宮下町百十一番地先道路ニ差蒐リタル際其ノ前方約七十七尺ヲ距タル十字街路(麻布區內六本木ヨリ一ノ橋ニ至ル街路ト暗闇坂ヨリ鳥居坂ニ至ル街路トノ交叉點)上ニ瓦斯管修繕ノ爲メ横約三尺縱四尺ノ穴カ掘鑿セラレ其周圍ニハ土砂カ堆積セラレアルヲ認メ更ニ其穴ヨリ前方約三十六尺ヲ距タル地點ニ於テ×××(十四年)カ自轉車ニ乘リテ一ノ橋方面ヨリ被告人ノ方面ニ向ツテ道路ノ右側ヲ疾走シ來タレルヲ認メタルヲ以テ斯ル場合ニ自動車運轉ノ業務ニ從事スル者ハ須ク衝突ノ危險ヲ未然ニ防タ爲メ適宜速力ヲ緩メルト共ニ一層前方ヲ注視スヘキ

義務アルニ拘ラス被告人ハ前示掘穴ヲ距タル約三十六尺ノ地點ニ於テ前示自轉車カ稍右方ヲ轉シタルヲ見テ道
ハ前示十字街路ヲ右曲シテ鳥居坂方面ニ進行スルモノト輕信シ右業務上必要ナル注意ヲ怠リテ該自轉車カ被告
人ニ向ヒテ直進シ來タルニ氣付カス其儘一時間約五哩ノ速力ヲ以テ運轉ヲ繼續シタルカ爲メ前示掘穴ノ西南約
四五尺ヲ距タル地點ニ於テ被告人ノ自轉車ヲ右××ニ衝突セシメタルヲ以テ同人ハ同日午前十一時二十五分頃
麻布區宮下町××醫院ニ於テ頭蓋内ノ出血ニ因リ死亡スルニ至リタルモノナリ

證據ヲ按スルニ被告人カ自轉車運轉手トシテ東京市道路局ニ雇ハレ判決日時判示貨物自轉車ヲ運轉中判示道路
ニ差蒐リタル際ニ判示ノ如ク其前方ニ掘鑿セラレタル穴ヲ認メ更ニ判示×××モ自轉車ニ乘リテ被告人ノ方
面ニ疾走シ來タルヲ認メタル事實被告人カ右自轉車ノ稍々右方ニ其方向ヲ轉シタルヲ見テ判示十字街路ヲ
曲シテ鳥居坂方面ニ行キ過ケルモノト輕信シ爾後右××モ被告人ニ向ヒテ直進シ來タルコトニ氣付カサリシ
事實竝ニ判示場所ニ於テ被告人ノ操縦セル自轉車カ右××ニ衝突シタル事實ハ總テ被告人ノ當公延ニ
於ケル判示同趣旨ノ供述竝ニ當審ニ於ケル檢證調書中ノ同人ノ供述記載ニ依リ之ヲ認ムヘク而シテ自轉車運轉
ノ如キ危險ナル業務ニ從事スル者カ判示ノ如キ障礙物ヲ前方ニ認メタル場合ニハ豫メ衝突ノ危險ヲ避ケル爲メ
適宜其速力ヲ緩メルト共ニ一層前方ヲ注視スヘキ義務アルコトハ論テ俟タサル所ナルヲ以テ叙上認定ノ如ク今
一道路上ニ於テ被告人ニ向ツテ疾走シ來タル自轉車カ稍々右方ニ其方向ヲ轉シタルヲ見テ直ニ右曲スルモノ
ト做シ爾後再ヒ直進シ來タルコトナキモノト輕信シ其儘自轉車ノ進行ヲ繼續スルコトハ明カニ自轉車運轉手ト
シテ必要ナル前方注視ノ義務ヲ怠リタルモノト謂ハサルヘカラス然ルニ被告人カ右業務上必要ナル注意ヲ怠リ
タル結果其ノ操縦セル自轉車ヲ右自轉車ニ乘リ來タル××ニ衝突セシメタルコトハ被告人ノ當公延ニ於ケル
自分ハ該自轉車カ右曲スルモノト思ヒ其儘自轉車ノ運轉ヲ止メスシテ進行シ判示掘穴ノ傍ヲ通過セントシタル
際ニ衝突ノ音響ヲ聞キタル爲メ直チニ急停車ノ處置ヲ採リタル旨ノ供述ニ依リ之ヲ認ムルニ足リ××カ右衝突
ノ結果判示日時場所ニ於テ死亡スルニ至リタル事實ハ麻布區鳥居坂警察衛生技手××××作成ノ變死者檢案書

ト題スル書面ノ記載ニ依リ之ヲ認メ得ルヲ以テ判示事實ハ全部其證明十分ナリ一後略一

以上の判決を見たら、交通事故を起して轢殺するのも、轢殺される者も交通機關利
用の産業危険犠牲者たる事に思ひ至るでせう。

それに私共から言はせると一番交通の邪魔になると思ふ非文化的な輸送機關であり
又、動物虐待の點に於て許すべからずと考へる荷馬車が、その實、軍事用の爲に意識
的に保存せられてをつて、そのために事故の多いことも目の當りに見せつけられた事
實です。

五

次ぎには工場危険の犠牲者ですが、私が先年、眞に驚かされた實話として他の本に
も書いたことのある一例を言ふと、鐵工場の危険防止設備が餘りに不完全な爲に、時
時怪我人が出るので従業職工から危険防止設備の完備を工場主に交渉したら、工場主
の言ふには「それは尤もだ、最近餘りに怪我人が出るのでどうかしななければならな
いと考へて居たのだ、が何しろ、機械を入れかへると大變に費用がかかるから、一

工場主の方で保険料を負担することにして傷害保険を付けて我慢して呉れ」と言つた事です。彼等資本家は一體職工の生命や健康をどう考へてゐるのでせう。機械に巻き込まれて腕をものがれやうと、足を折られやうと、そして生れもつかぬ不具者にならうと、自分の懐は安い保険料の負擔で保険金さへ取ればそれで職工が満足すると思つて居るのでせうか。又それで満足させてよいのでせうか。この様なことを考へて居る工場主がある程不完全な危険防止設備の行届かない工場ばかり多い我國の工場犠牲者い實に夥しいものです。私は先年八幡市製鐵所の騒擾事件實地檢證の爲八幡市へ行つて驚いたことは義足義手屋の多いこと、外科専門醫の多いことでした。之は明白に産業危険の多い現狀を物語るものです。最近統計の示す所によると東京市だけに付いて言つても、昭和三年の死亡者が男二五人、女五人、重傷者が男一五九九人、女一一六人、輕傷者が男三七八五人、女四二八八人です。昭和二年は未だ工場法の適用が擴張せられなかつた時で犠牲者をもつと多いのです。即ち死亡者男三三人、女一人、重傷者男一六四九人、女一四〇人、輕傷者が男三九五九一人、女四一二八八人といふことです。

之等の犠牲者が果してどの程度の犠牲者だつたか、死んだ者は勿論その生命を奪はれたのですが、重傷輕傷といふことの解釋に色々の區別があり、一體からした犠牲者が何を以て酬ひられるかを考へて見なければ爲りません。しかも、單に工場の犠牲者といふ丈の數字を示した丈では讀者の實感に響かぬ所があるでせうから次に二個の實際問題を掲げます。

訴 状

原告 ×××××
被告 ××××××××××
右法律上代理人 ×××××

慰藉料請求ノ訴

請求ノ目的

一定ノ申立記載ノ通り

此見積價格金××圓也

請求ノ原因

- 一、被告株式会社×××××ハ本訴慰藉料請求原因事實タル會社職工故××××ノ死亡發生場所大島製鋼工場ノ經營者テ原告××××故××ノ母テアリマス
- 二、故××××ハ大正元年以來新潟鐵工所小穴製作所鑄物部及千葉鑄造工業株式会社等ニ奉職シタル鑄物工ニ

シテ前記諸製作所ニ勤務中ハ組長又ハ主任ヲ命セラレ熟練勤勉ナル職工テアリマシタ
而シテ大正十五年九月十二日被告株式会社××××ニ職工トシテ雇傭セラレ以來同社工場ニ於テ鋼物製作
ニ従事シテ居リマシタ

三、大正十五年十月二日午後八時頃（當時被告工場ハ業務多忙ノタメ職工ニ夜業ヲ強制シテ居リマシタ）故×
×ハ約二十数名ノ職工ト共ニ鑄物製作作業中本屋外五六間ノ所ニアル溶解爐ヨリ大鍋ニ溶解チ汲ミ取りテ本
屋ニ運搬スル爲メ三又棒ニ鍋ヲ釣シ上ケ運搬車「トロツコ」ノ上ニ載セントシタルモ鍋ノ位置「トロツコ」
ノ中心ニ當ラサルヲ以テ釣りタル鍋ニ「ワイヤロープ」ヲ掛ケ之ヲ横ニ引キタルニ鍋ノ重力三又棒ノ一本ニ
ノミ集中シテ三又棒ノ一本ハ「ミリミリツ」ト異様ノ音響ヲ立テテ折レマシタ、此ノ瞬間釣りタル鍋ハ墜落
顛覆シテ白熱シタル溶解爐ハドロドロト流レ出シ終ニ近所ノ水溜ニ至ツタタメ忽チ白煙濛々トシテ立上リ殆ン
ト咫尺ヲ辨シマセン、コレカタメ六名ハ重傷シ他ハ輕傷ヲ負ヒマシタ重火傷者六名中ノ一人カ故××テアリ
マス、マタ呼吸カアリマスノテ附近ナル大島町二ノ八一九醫師山田清方ニ運ヒ應急手當チ施シタルモ其效ナ
ク終ニ翌三日午前二時十五分絶命シマシタ（他ノ五名モ死亡）

四、抑々本椿事ノ起ツタ原因ヲ考ヘルニ元來被告會社ハ主トシテ鋼物ノ製作ヲ業トスルモノテスカ七月頃ヨリ
鑄物ノ製作ヲ始メントシテ溶解爐工場建築中樺太ヨリ鑄物至急注文ニ接シタルニヨリ假ニ溶解爐タケヲ据付
ケテ九月三十日ヨリ晝夜兼行シテ仕事ヲ續ケタモノテアリマス、而シテ其ノ假設備ヲナスニ當リ仕事ヲ急ク
ノ餘リ一日手ヲ抜キ溶解爐ヨリ木屋ニ至ル「トロツコ」道ヲ掘リ下ケルノ力約二尺足りナカツタタメ（溶解
爐ハ平地ニ据付ケテアリ溶解ノ流出口ハ其ノ下部ニアル故其口ヨリ大鍋ニ溶解チ流シ込ム爲メニハ地ヲ掘リ
下ケナケレハナリマセン、テ約六尺位地ヲ掘リ下ケ木屋ニ至ル道路ヲ作り之ニ「レール」ヲ敷キ「トロツコ」
ニテ鍋ヲ木屋ニ運搬シ之ヲ「グリーン」テ引上ゲル仕込ニナツテキマス）「レール」ヲ外シ鍋ヲ土ベタニ
置キ之ニ溶解チ汲ミトリタル後前述ノ如ク三又棒ニテ鍋ヲ釣り上ケ之ヲ「トロツコ」上ニ載セントスルヤ、

五、即チ從來鋼物ノ製作ノミテ業トシ從ツテ之ニ必要ナル以外ノ工場設備ヲ有セサル被告會社カ鑄物ノ註文ヲ
モ引受ケ之カ製作ヲナスニ當ツテハ鑄物製作ニ必要ナル工場設備ヲ完備シナケレハナラナイ、ニモ拘ラス、
被告會社ハ仕事ヲ急クノ餘リ只一時間ニ合セテ之ニ屋外ニ溶解チ爐設置前記ノ如キ不完全ナル方法ヲ以テ鑄物
ノ製作作業ニ従事セシメタルノミナラス、コノ不完全ニシテ危險極リナキ作業ヲナサシムルニ當リ何等危險
防止ノ設備ヲ施サナカツタ爲メニ本椿事カ起ツタノテアリマスカラ被告會社ハ當然其責ニ任スヘキニ拘ラス
原告ニ對シ何等ノ慰藉方法ヲモ講シマセン依ツテ本訴ヲ起シタ次第テアリマス。

六

尙ほ機械の使用から来る産業危険に付いても亦驚くべき犠牲が要求せられて居ま
す。

機械が精巧になればなるほど危険が尠くなる様に思はれますが、何しろ、産業機械
の發明は生産能力の效果的ならんことに主力を置いてあるので、今の所産業機械の發
明と使用は自ら犠牲者を多く出して居ります。私はその實例を澤山に有つて居ます。
私が、これだけの實例と統計とを以て産業危険の犠牲者が如何に多いかといふこと
を讀者諸君に解つて貰ふと同時に、讀者諸君は自ら幾多の實例を知つて居られるであ

らう事に今更らの如く其の記憶を新にして貰ひ度いのです。

しかも、さうした犠牲者達が果して如何なる賠償を得てをるでせうか、産業危険の原則を認めて制定せられた工場法施行令は左の如くに貧弱極るものです。

一、終身労働ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金五百四十日分以上

二、終身労働ニ服スルコト能ハサルモノ 賃金三百六十日分以上

三、従来ノ労働ニ服スルコト能ハサルモノ健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ殘シタルモノ 賃金百八十日分以上

四、身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖モ引續キ従来ノ労働ニ服スルコトヲ得ルモノ 賃金四十日分以上

私は、其の一つの不當を指摘して置かうと思ひますが一等傷の終身自由を辨ずること能はざるものといふのは今迄の所、手も足も人手を借りなければ小便にも行かれぬ、帯を締められぬ、寝起も出来ぬ程のものを指してをります。

一體さうした犠牲者が日給五四〇日分の扶助料を貰つてどうして生きて行けばよいのでせう。特にそれには年齒の區別がありません。恐らくは五四〇日は生きられない程度の者としてこれを投げ與へられるものではあるまいか。

二等傷の終身労働に服すること能はざるものといふのも今の所では如何なる労働にも服す能はざる者と解するのですが、全然如何なる労働にも服することも出来ないとするればそれこそ一銭の収入もあり得ないのでですから、之れに三六〇日分以上の賃金が與へられるからというて、どうして暮せばよいのですか。

三等傷は、従来ノ労働に服すること能はざるもの、健康舊に復すること能はざるもの、又は女子ノ外貌に醜痕を殘したるものといふものを随分狭く解釋してゐるのですから熟練工が従来ノ労働に服すること能はざる時は全然労働に服す能はざると同様です。健康舊に復することの出来ない者も亦如何なる労働にも服すること能はざる實状となりませう。さうした犠牲者の悲歎眞に言語に絶するものがあります。之等の者に百八〇日分の扶助料が何の役に立ちませう。

四等傷の身體を傷害し舊に復すること能はずと雖も引續き従来ノ労働に服することを得る者といふ書方は、自然一、二、三等傷の規定を故意に重からしめた詐欺的の規定です。何故なら、身體を害し舊に復すること能はずといふ程度は指を折られたとか

云ふ様なものを指して、之れに四十日分の扶助料を與へて追放はんとする事は甚だ不都合千萬です。(布施)

十七 臨時工には工場法の適用がないか？

臨時工と常備工との區別如何

問 私は、五ヶ月も前から引き續いて、或る電気會社に雇はれて居て、架線工事の作業中、誤つて電流が來て居ない筈の電線に觸れた爲め、大變な感電負傷をしました。醫者の診断に依ると、負傷の結果は終身勞務に服し能はざるものと云ふ重傷であります。依つて、直に電気會社へ負傷の損害として工場法に據る扶助の要求を交渉した處、會社では臨時工だから工場法の適用がないと云うて其の要求に應じませんが、どうしたら良いてせうか？ 一體臨時工には工場法の適用がないのでせうか？ 又、臨時工と常備工の區別はどこにあるのですかお教へて下さい。

答 電気作業の甚だ危険なもので、作業従事者の一寸した過失若しくは、事業主の一寸した危険防止の不注意から、無慘な奪命の危険事故を引き起して居る實例が甚だ多

いので、電気工事に付いては特別な作業危険の防止と、事故補償制度が樹立せられなければならぬと思つてゐます。

其處で、あなたの質疑事故に云ふ「電流の來て居ない筈の電線に、過つて觸れた」其の過つてが、あなたの一寸した過失であり、又、事業主の一寸した作業中の危険防止不注意の爲めで、所謂被害者加害者の過失と過失とが、競合したものだとしても、會社が、あなたの作業中、電流を通じさせない筈の危険防止を前提として、あなたに架線作業を命じたものだとするれば、工場法の問題とは全然別な民法上の損害賠償問題として、負傷に依る一切の損害を請求する事が出來ます。

けれども、あなたの質疑に依る其の點の關係は稍々不明ですし、又、あなたの方にも多少の不注意があつたらしくも見え、且つ現在の電流線の中には、絶対に停電の出來ない必要な電流線もあるのですから、只だ、單に作業中だから其の附近の電流線に電流が通じて居ない筈だと云ふ見地からばかり、事業主の過失を前提とした民法上の損害賠償を請求する事の出來ない場合があります。加之、民法に依る損害賠償を請

求する場合には、工場法に依る扶助を請求する事が出来ないと云ふ規定もありませんから、あなたの質疑事故に付いては、工場法に依る扶助を請求する方針を以て交渉する方が良いと思ひますから、臨時工には工場法の適用がない、と云ふ會社の拒絶の甚だ不當な詭辯である事を直に詳細に解説して御答へします。

工場法と云ふものが、工業の危険を前提として、其の危険事故に依る事業主の損害負擔を原則とした立法である限り、同じ工業の危険に依りて、同じ様に負傷した犠牲者に對し、其の犠牲者の雇傭關係が臨時工だから保護しないが常備工なれば保護すると云ふ區別のある筈の者ではありません。にも拘らず、あなたの質疑に云ふ、電氣會社の所謂臨時工場法保護除外論は、わが國現行の工場法が、甚だ不徹底だと云ふよりは、寧ろ、文明國の體面上、どこの文明國にもある所謂工場法（工業危険を前提として危険事故損害の事業主負擔を原則とした）を、我國にも制定しなければならぬ關係上制定はしたものの、資商家事業主に負擔脱れの口實を與へる如うな文字が意識的に用ひられて居るからなのです。

それは工場法第一條に依ると、常時十人以上の職工を使用するものと云ふことが工場法を適用せらるゝ所謂適用工場になつて居る關係上、こゝに、常時十人以上の職工を使用するものゝ中に這入らない工場、即ち時に十人以上の職工を使用する事があつても、平常は八人なり九人なりの職工を使用するに過ぎない工場には、工場法の適用なしと云ふ責任のがれを詭辯するために、現に、十人の職工を平常使用して居ても其の十人を悉く常備せず、其の中の幾人かを臨時備として置けば、現に、十人の職工を平常使用して居ても、工場法適用の責任問題を生じた場合に、之れを免かるゝ爲めの口實として、其の中の幾人かは、臨時の必要に基いて雇ひ入れたもので、當工場の平常使用職工数は、所謂常備の十人以下だから、工場法の適用を受くべきものに非ずと言はんとして、彼等工業主は、所謂臨時工と常備工とを區別するのであります。が、左様した常備工と、臨時工とを區別した雇ひ入れの形式により、工場法第一條に謂ふ「常時十人以上の職工を使用するもの」なる適用工場を確定すべきものでは斷じてありません。適用工場の確定は、雇ひ入れ形式の如何に拘らない。現實使用

の職工数が常時十人以上でさへあれば断然工場主の詭辯を排斥して、其の雇ひ入れ形式が常備でも、臨時でも、當然工場法を適用すべきものであります。

あなたの使用せられて居る電燈會社は、勿論常時十人以上の職工を使用して居るもの、如くに察せられますから、左様した詭辯を以て工場法の適用を除外する譯には行かないので、貴方自身が所謂常時使用の職工でなく臨時工だから工場法適用の保護がないと云はれるのでせうが、夫れは全然工場法の曲解であり、又、責任逃れの詭辯である。

一體、常時十人以上の職工を使用するものと云ふのは、文字通りに解釋すれば、平常十人以上の職工を使用して居る程度の工場と云ふことに其精神があるのです。従つて特殊臨時の業務多忙の爲め十人以上の職工を使用したことがあつても、平常十人以上の職工を使用する程度の小工場であれば、工場法の適用から、暫らく、此の適用を除外すると云ふ意味なのです。従つて常時十人以上の職工を使用する工場と云ふのは、假令常備職工でも、臨時職工でも、常に十人以上の職工を使用する程度の大きい工場

ならば、勿論工場法の適用がある譯なのです。と同時に、其職工が常備工であるとか臨時工であるとか云ふやうな區別によつて工場法が適用せられたり、適用せられなかつたりする譯のものではありません。序ですから尙詳しくこの點を説明して置きますが、何故に常時十人以上の職工を使用する工場に、工場法を適用し、其の以下のものには暫らく工場法の適用を除外するのかと云ふに、夫れは、決して人數の多少とか工場場の大小とかに依る意味のものではありません。現に、同條第二項に事業の性質危険なるもの、又は衛生上有害の恐れあるものは、常時十人以上の職工を使用して居らなくとも、工場法の適用があると云ふことに爲つて居るのでも解る通り工場法の制定せられた沿革から云ふと、工業危険を前提とした事故損害の負擔を原則としたものなのであります。夫れは、こゝに謂ふ、ツマリ工業危険の原則は機械工業の發達に伴つて樹立せられた制度なのですから、十人以上の職工を常時使用する事業は大概機械工場であると云ふ見込から、之を適用して居るので、其の以下のものでも、機械を使用する危険の伴ふものは工場法を適用するのです。

故に、純然たる家内工業で機械を用ひず、全然無難なものなら適用を除外されま
 が、さうでない限りは必ず適用を受くるものです。例へば家族が七人と、三人の職工
 を雇入れて居ると云ふ場合の如き之を文字通りのみ、解釋すれば、常備工とか臨時工
 とか云ふ問題の起らない家族のもので、矢張り同じやうに機械産業の危険が伴ふもの
 であれば工場法に適用しなければならぬのと、少しも違ひありません。又、條文自
 體を讀んで見ても、工場法第一條には、常備工だとか、臨時工だとか云ふ區別をして
 居りません。只其の工場が常時十人以上の職工を使用するものでさへあれば、必ず工
 場法を適用すべきものと解釋主張すべきものである事に依りても、工場法の適用上、
 所謂臨時工と常備工の區別を立つべきもので無い事が判かりませう。従つてあなたが
 臨時工だからと云ふ立場に於て、又、工場法の適用を除外さるゝ理由は少しもありま
 せん。私は尙、今後も幾多の質疑に應じて今日の資本案業主が、如何に工場法の工
 業危険負擔を免がれる爲めに、ヅルイことをして居るかに付いて解説をするつもりで
 すが、兎に角、あなたは臨時工であつても、作業中の事故負傷なのですから立派に工

場法の保護は受けられます。
 次に、臨時工か常備工かの區別は其雇入れに期間があるか無いかと云ふことなの
 ですが、其れは民法上の問題であつて、工場法の上では其の區別をする必要がありま
 せん。尙、之れを實際の労働者就職の状態から區別すれば、所謂自由労働者として、
 毎日職業紹介所等を通じて、新しく雇主を求めて行く労働者と左様した労働者を職業
 紹介所等を通じて雇入れた事業主との労働契約が、臨時工と云ふものに當るのですが
 あなたのやうに五ヶ月も同じ会社に引き續いて使用せられてゐたと云ふものは、假令
 会社の常備工として雇傭の辭令を出さなくとも、事實上立派な常備工だと思ひます。
 だが、併し、クレームも云つて置きたいことは、従來も所謂臨時工問題の責任免れ
 的詭辯は、數次、彼等事業主から持ち出されたのですが、工場法には決して常備工臨
 時工の區別は無い。只それ、工業危険の事業主負擔の原則を適用せらるべき關係に於
 てのみ工場法の適用があるものと云ふことを理解して、彼等の詭辯を突き飛ばして貫
 ひ度い事です。(布施)

(附) 猶、この種の問題で、工場法で攻めにくいものは、不法行為で攻めるやうにする方がいいと考へるの
て、これを不法行為の戦術の中へ採録してみました。

十八 鑛山資本家の攻勢をいかに粉碎するか！

問 私(わたし)の次男(じこ)は、大正(たいし)三年(さん)から、某(あ)鑛(こう)山(さん)の坑夫(こうぶ)に雇(よ)はれてゐたのでしたが、三年前(さんねん)前(ぜん)(大正(たいし)十四(じゅう)四(し)年(ねん))の一月(いちがつ)、坑盤(こうばん)が崩(くずれ)れたため、幼(こ)い二人(ふたり)の子供(こども)と若い嫁(よめ)とをのこして惨死(ざんじ)しました。その時(とき)、會社(かいしゃ)では、三人(さんにん)の遺族(いぞく)を困(ま)らせないやうにしてやるからと言(い)うて、新(あたら)しに嫁(よめ)を撰(せん)婦(ふ)に採(さい)用(よう)したのです。

爾來(にら)いながらも嫁(よめ)の給料(きりょう)に依(よ)り、今日(こんにち)まで一家(いっか)を支(さ)へて來(き)たのです。然(しか)るに、二月(にがつ)下旬(しんげん)、突(つ)然(ぜん)、その嫁(よめ)が會社(かいしゃ)から解雇(かいこ)されたので、教育(きょういく)盛(さか)りの子供(こども)を抱(かか)へた嫁(よめ)は、食(く)ふにも困(ま)つてゐます。會社(かいしゃ)に對(たい)して扶助(ふじょ)を求(もと)むる方法(はうほう)はありませんか。(常盤炭田(とこばん)一老(いちらう)坑夫(こうぶ))

答 今日(こんにち)の資本家階級(しほんかかいきゅう)が、組織(そしき)的に×××法律(はふりつ)の利用(りよう)を試(こ)みて、甚(はな)だ巧妙(かうめう)に勞働者(らうどうしゃ)を虐(あ)げ、無産者(むさんしゃ)を泣(な)かせて居(ゐ)るやり方は、鬼(おに)とも蛇(じゆ)とも言(い)ひやうのない慘忍(ざんにん)さでありま
す。あなた(あなた)の質問事件(しつもんじけん)は、まさ(まさ)に、その憎(にく)むべき露骨(ろこつ)な一例(いちれい)であります。

鑛山事業(こうざんじぎふ)の危険極(きけんきく)まるものである事(こと)は、所謂(いはゆる)産業危険(さんぎふきけん)の原則(げんそく)として天下(てんか)公知(こうち)の事實(じじつ)です。彼の鑛山勞働者(こうざんらうどうしゃ)の特殊病(とくしゅびょう)たるヨロケ病(びょう)にかかつて天壽(てんじゆ)を全(ま)つしえな(え)ない者(もの)、不時(ふじ)の落盤(らくばん)に壓(お)しつぶされて惨死(ざんじ)する者(もの)、換氣方法(くわんきはうほう)の悪(わる)いために起(お)る坑内(こうない)の爆發(はくはつ)に斃(た)れる者(もの)等々(とうとう)、生(い)きたいばかりの生活難(せいかくわつなん)から、文字通(もじどほ)りのどん底(どんぞこ)に突(つ)き落(お)された鑛山勞働者(こうざんらうどうしゃ)等に、その生命(せいめい)と健康(けんかう)とを犠牲(ぎせい)にされてしまふ無産者(むさんしゃ)の數(かず)は、數(かず)へきれないほどな(な)のです。

故(ゆゑ)に、鑛山勞働者(こうざんらうどうしゃ)をさうした犠牲(ぎせい)にしなければ經營(けいえい)する事(こと)の出來(でき)ない事(こと)を十分(ぶんぶん)に承(しやう)知(ち)して居(ゐ)る鑛山業者(こうざんげふ)には、出來(でき)る限(かぎ)りの危険防止設備(きけんぼうしせつび)をして、犠牲(ぎせい)を鑛山勞働者(こうざんらうどうしゃ)に拂(は)はせないやうにするか——又は止(や)むをえざるに出(い)でた犠牲者(ぎせいちや)に報(む)ゆる手當等(てあてとう)について最大限(さいだいげん)度の優遇(いうぐわい)方法(はうほう)を講(かう)ずるかの義務(ぎむ)があるのであります。と同時に、強制的(きやうせいてき)にでもその義務(ぎむ)を果(は)たさせる事(こと)が、鑛山事業(こうざんじぎふ)を監督(かんとく)して居(ゐ)る「國家(こくか)」の責任(せきにん)なのであります。にもか(にもか)かはらず、無數(むすう)の鑛山勞働者(こうざんらうどうしゃ)の生命(せいめい)と健康(けんかう)とを犠牲(ぎせい)にして事業(じぎふ)を經營(けいえい)して居(ゐ)る鑛山業者(こうざんげふ)が、鑛山事業(こうざんじぎふ)の危険(きけん)な事(こと)は十分(ぶんぶん)承(しやう)知(ち)して居(ゐ)る乍(な)ら、一錢(せん)でも多(おほ)く事業(じぎふ)の利(り)

ですから、鑛山事故に基く労働者の犠牲には、當然「彼等の法律で彼等を縛る」民法の損害賠償を請求する権利があるのです。質問事件の落盤惨死事情が果してどんな風であつたかは明かでありませんが、たしかにそれは鑛山業者の危険防止設備不全に基く惨死であると思はれます。夫れ故、事故発生當時直ちに調査して見る事が出来たら、必ず損害賠償を請求し得べき事件だつたらうと考へます。——ところが、さうした損害賠償は、民法の規定によると三年の短期时效になつてゐるのです。即ち、事件が起つてから三年以内の間に請求しなければ、請求の権利がなくなつてしまふといふのです。

私は、あなたの質問に接して感じました。——組織的な悪辣さを事とする會社は、惨死事件の起つた當時、直ちに之を問題にされれば、必ず、自分等に損害賠償の責任ある事が明かにされるであらう、といふことを自覺したので、それをごまかすため、そして三年の間之れを表向きの問題にさせないため、遺族を困らせないやうにしてやるといふ口實で、遣つた嫁さんを撰鑛婦に採用したのでせう。三年の間嫁さんを撰鑛

婦に採用して給料を出したところで、おそらく千圓にも充たないでせう。しかも、その間たゞ金をくれるのでなく働かしておくのだから、あまり必要のない撰鑛婦であつても、之を雇ふ會社に利益こそあれ、斷じて損などはない筈です。かうして嫁さんをこき使つた後、あなたの次男が惨死した事を表向きにさせないで三年を経過した今日もう安心だといふので之を解雇してしまつたものにちがひありません。

どうです、そのやうには思はれませんか？ もし、私のかうした推測に思ひ當るところありとしたり、あなたは、泣いても泣ききれぬほど、鑛山の非道鬼畜にも等しい惨忍を恨まずにはゐられないでせう。彼等の法律で彼等が縛られねばならない損害賠償の責任を免かれるために、上手に时效といふ抜け道をこしらへてある「彼等の法律」を利用して、彼等の責任がのがれさへすれば、若い嫁さんや幼い子供がどうならうとそんな事は少しもかまはず、無産者の生血をしぼつて儲けられる限り儲けることばかりを考へて居る資本家の、組織的な悪辣さを憎まずにはゐられないでせう。

鑛山労働者諸君のみならず、すべての無産大衆が、常に「彼等の法律で彼等を縛る」

覺悟と注意深さとを以て、かうした抜け道から彼等を逃さずたゞ伏せねばならぬといふ自覺を、あなたの質問事件によつて多くの無産大衆に與へることが出来たら甚だ幸だと思ひます。——又、私の回答が些か餘談にわたつたかの如く見られるにしても、この質問を機會に、彼等資本家階級の組織的な悪辣手段を曝露して、一般労働者に警告を與へる事こそ、あなたの質問を最も有意義に取扱ふ所以なのであります。そこで、結論をお答へすれば、——あなたの質問事件は、民法の規定から言ふと、事件が起つて後既に三年を経過して居るのですから、甚だ残念ではあるが、時効により適法に賠償を求める権利は消滅して居ることになります。が、然し、嫁さんを會社が撰鑛婦に採用した事が、あなたの次男が坑盤墜落によつて惨死せしめられたため一家の生計を支へえないことになつたから、その悲惨を救ふために採用するのだ——といふ約束に基いたものでありましたら、その約束に従つて少くも幼い子供達が一人前の労働力を持つまで、嫁さんの雇傭を會社に繼續させる事が必要です。即ち、三年前嫁さんを撰鑛婦に採用する時の雇傭契約には、當然子供達が一人前になるまでといふ

期限が含まれて居たものと見て、今頃中途で解雇されるわけではないといふ抗議をして嫁さんの雇傭繼續を要求するか、或は、それでも解雇するといふなら、解雇から生ずる損害の賠償を請求すべきであります。尚ほ落盤惨死當時の事情さへも明白になるならば、法律上でも裁判上でも、さうした請求が出来ない事はありません。だが、法律上の請求は出来るというても、裁判上證據が不明に爲つたり、證人が不明に爲つたり、證人が不確に爲つて居るから、事實上、先づ不可能な場合が多いのです。本誌のかうした問題に對する鑑定態度は、その要求を直接強固にやつても決して不法とはならない、犯罪とはならない、といふ事に就ての合法性を與へると同時に、その要求を本人自ら、若しくは労働組合、農民組合等の大衆的協力によつて貫徹する事を希望する、といふ方針に基いて居ます。かうした請求を裁判にかけて、資力の豊富な資本家共から控訴だ上告だと争はれたのでは、飢ゑた労働者は死んでしまふ、といふ事を考へたゞけでも、我々の方針は或る程度まで理解されませう。我々無産大衆の

これは、ある利益と、ある損失との間に、一定の原因結果があり、その因果の關係が、直接的な關係をもつてゐること——甲がとつたために乙の手に入らなかつたといふやうな——を要件とする。それ故に、甲の受益原因と乙の損失原因とが別箇の事實に屬してゐて、たゞその間に、牽連があるといふだけの理由では、不當利得の問題にならない。

二 法律上の原因を缺いた場合

財産上の出捐が法律上の原因を缺く場合を問題にする必要があるといふのは、近來農村法律問題として、聲高く叫びつゞけられてゐるものに「込米制度の撤廢」といふものがあり、さらに「耕地面積の精査」といふことが叫ばれやうとするときに、われわれは、契約以外の支出、したがつてまた、それは、法律上の原因なくしてなされてゐるものであるから、この問題をしつかりとつかんで闘ふことの重要性を見出す。

この問題は「非債辨濟」といふ條文とこんがらがつて、地主を擁護するものとみられるけれども、しかし、われわれは、民法によつて法廷へ持出すことだけを問題にす

るのでなくて、たとへ法廷ではどうなるにせよ、農民が、いかに不當な搾取をされてをり、その搾取が、またいかに理由づけられるか、といふことを、ハッキリさせるために——二つの意味から——この問題の解決をもくろむ。

實際上、耕地取上げにさいしては、その耕地の上に施してゐる諸改良費——勞力、肥料等——が、契約解除のために、地主の手へ行つてしまつたときに、その不當利得（原因がなくなつたところの利益）の返還にたいして、いかに戦はなければならぬかといふやうなことを、こゝで明示すれば良いし、また、この條文がそれに何を與へるかといふことを紹介しようとおもふ。

法律上の原因を缺く場合といふのは次の場合である。

- (1) 當初より原因をかく場合
 - A 合意が不成立だつたとき
 - B 辨濟した債務が最初から不成立であつたとき
- (2) 目的不當の場合
- (3) 目的消滅の場合

三 惡意の受益者と善意の受益者

民法全體を通じて、惡意のものは善意のものに比して、便宜を與へないといふのであるが、こゝに善意とか惡意とかいふことは、いはゆる「公の秩序善良の風俗」を害するか害しないかといふことによつてきめられる。

公の秩序といひ善良の風俗といふ、それらは、もとよりブルジョアに、利益をあたへることを善といひ、然らざるものを惡といふ、根本的な階級道德の標準によつてわけられてゐるのであるが、こゝでは、主として「ある事實が誰の利益をもたらすか」といふことを知つてゐながら、——自分のものでないといふことを——自分がその利益をふところに入れたといふ場合をさしてゐる。

そこで、これらの惡意の場合はどうなるかといへば、受けた利益に利息をつけて、返還すべしといふのであり、なほ損害を生ぜしめたときには、それを賠償しなければならぬといふことになる。

だから、これによると、込米といふものゝ本質を知らんで（習慣によつて）受けとつ

てゐたものは、善意の場合になるといふけれども、われわれは、地主の實際上の性質からみて、これを單に知らずして、あるひはまた、無批判に善意で受取つたものといひえないから、これを惡意の受益者と論ずる。

だがこれに反して、眞實に善意の受益者とすれば、その現存してゐる利益の返還義務だけを負ふのであつて、もしも、その利益を費消してしまつたとすれば、返還しなくとも良い。

だから、何が善意であり、何が惡意であるかといふ認定——その標準こそは、われわれにとつてもつとも重要な影響をもたらしものであり、それ故に、われわれの闘争は、かゝる小さな點にまで、關心をもたねばならないのである。

われわれは「所有權の神聖」のための微細なる對立物に向つてまでも、假借なきたかひを挑まねばならない。

四 非債辨濟とは何か——もつとも問題になるもの——

民法第七〇五條 債務の辨濟として、給付をなしたるものが、その當時、債務の存在せざることを知りたる

ときは、その給付したるものの返還を請求することを得ず。

こゝに、問題の全秘密が孕まれてゐる。

給付をなしたときに、債務がないといふことを知つてゐて支拂つた場合の一切には不當利得返還の請求をゆるさない。

だから、この理論を理由として「込米」やその他の辨済物は一切、この非債辨済による理論でもつて、撃退されるといふように考へてゐるものが多い。それゆゑに、われわれはこの點について、さらにハッキリした究明を必要とするであらう。

なるほど、非債辨済といふことは——債務の存在を知つてゐて支拂つた辨済をそのままに打切るといふ理論である事については——その法文の示してゐるとほりのものであり、その限りにおいては、表面上、農民その他の弱者が、いつまでも不利におとされるものかの如くに見える。

しかしながら、われわれは、この非債辨済にたいしては、どういふ例外があるか、その例外によつて、われわれの主張が、いかに展開されるものでかといふことを述べ

るであらう。

われわれは、その根據を第七百六條の但書にもとめる。

非債辨済にたいする償還請求は、錯誤の場合にかぎつて、これを成立せしめるといふのが規定の趣旨である。——論者は、第七〇五條の規定を、第七〇六條の但書で制限するといふことにたいして反對するであらうけれども、兩者の條文の内的聯關の様相は、ブルジョア法律家をしてさへも、それを當然のこととして取扱はせてゐることを見なければならぬ——

第一に——債務が不存在だといふことについて、錯誤をもつてゐたことが必要である。その錯誤が、過失であらうとあるひはまた、事實を誤認したことに始まらうと、それは問題でない。いやしくも、債務が存在してゐるといふことを誤信した場合にはつねに不當利得の返還請求権が成立する。

第二に——債務が存在してゐないといふことを、知らなかつたといふ證明をする責任——（『舉證責任』）——は誰が負はされるかといふに、それは被告にあるものといはねば

ならない。——(明治四十年二月八日の大審院判例による)——といふのは、元來第七百五條は、第七百三條の例外規定であり、それ故に、また特別な利益をうけてゐるから、原告の請求にたいして、それを防禦する立場にあるのだから、地主が舉證の義務を負担するといふことが至當である。

しかして、この舉證の責任は非常に困難なものであるから、この問題では、原告の方が樂に勝てる側にあるし、したがつてまた、この點で攻めぬくことが有利である。(だがもちろん、さうだからといつて、原告が全然舉證の必要がないといふのではない)

第三に——債務者が強制執行をさけるためになした給付についてはどうかといふにこれもまた、不當利得返還請求を許すべきものだといふ判例がある。(大正六年十二月十一日大審院判決)だから、この點についても、いままでの弱者——無産階級——が、執拗な力闘を進めることが、一應期待されるわけである。さればこそ、このやうな堤防のくずれを目がけて、農村の不當利得問題を、決河の勢をもつて迫り行かしなければならぬだらう。

二十 雇 傭

一 被使用者の現状

第四に——始めから確かな、債務の存在を知らないうで支拂つてゐるものは、もちろん不當利得の返還請求でもつて、その権利を主張する戦術が有利である。(奈良)

形式上契約の自由と云ひながら、實は傭主によつて、一方的に賃銀その他劣悪な労働條件を言渡されて、それを黙々として受入れさせられてゐる今日の被使用者は「契約自由の原則」といふ美しい言葉の下に、實は傭主の意の儘の契約を押しつけられてゐるといふ現状である。

だから「労働者は雇はれるか又は雇はれないかを自分で撰擇する自由を持つてゐる」といふ言葉は、今日では眞赤な虚言である。

自分の労働力以外に商品として何ものをも持つてゐない労働者が、どうして雇はれ

るか、雇はれないかを自由に選んでゐることが出来やうか、雇はれないければ飢死があるのみだ。だからこそ、永い労働時間と安い賃銀にさへ頭を下げてごみだらけの不潔な工場へ入りこんで行かなければならない。このことは何も工場労働者のみに限つたことではない。最も経済的に弱い地位にある職人・日傭人・徒弟・小商店員・女中・等々の被使用者もまた、かれらの主人、親方のために工場労働者と同じやうな悪条件の労働を強ひられてゐる。ことに、これらの被使用者は無制限に封建的な忠勤を強制され、それに對しては、僅かな食費と月々に極僅かな小遣とが與へられるにすぎない。そして、使用されるものは常に使用者に隷屬しなければならぬ。これに對して、わが民法は如何なる態度を取つてゐるか、雇傭について規定してゐるところを見ると、平等な取扱を受けられてゐるところか、僅かに八ヶ條の規定しかないものが全部使用者のために作られた規定と云つて好い位である。労働力を物と同一に見て、労働者の位置を奴隸の地位にまで引下げられてしまつたかのローマ法を、そのまゝ受入れて組立てたわが雇傭の規定も、その歴史的な發展としては一應の意義をもつだらう。けれど

もいまや、情勢は一變した。急激に擡頭し、その階級力を結成してきた無産階級は、眞實の自由を闘ひ取りはじめるに至つた。あらゆる場合に於て、労働者・被使用者・大衆は完全な自由を闘ひとらなければならぬ。すなはち、労働者大衆は、その物質的な位置をしりぞけて、人格的位置を獲得しようといふときである。したがつて、雇傭規定の改正要求は單に無産階級が民法中に一地位を獲得するための闘争ではなくて労働者の完全な解放を目標とするところの闘争となつて來た。

二 雇傭契約とは何か

雇傭契約とは、民法第六百二十三條に

「一方が相手方に對して労働に服することを約束し、相手方は、これに對して一定の報酬を與へることを契約することによつて效力を生ずる」と規定されたものである。

これを、ハッキリするため、判例をあげやう。

1 雇傭契約に於ては、雇人は、契約した義務に従事する義務を負ふものであるから、雇人がその義務に従事しない事實があれば、雇人は債務不履行があつた

といはなければならぬ。(大審院大正三年三月判決)

- 2 一定の期間他人と同居して、一定の勞務に服することを目的とした契約は、その結果、被使用者の自由を束縛するからといつて、無効ではない。なんとすれば、すべて、勞働を承諾した者は、その承諾の結果として、多少の束縛を受けないものはない。(明治三十四年十月判決)

三 被使用者の賃銀はすべて後拂

「勞働者は、その約束した勞働を終つた後でなくては報酬を請求することが出来ない。」「また報酬支拂を期間で定めたときは、その期間が経過した後にはのみ、これを請求することが出来る。」これを反面から云へば、被使用者は、自分の勞働を前拂してゐる理由である。したがつて、勞働を提供しはじめても、それが完全に履行しない迄の間は、全く生存を保障せられてゐないことになる。(1)

- 1 民法第六二四條第二項の規定は、勞務者がその約束の趣旨にもとづいて、勞務に従事した場合に適用すべきもので、その債務を履行しないのに、期間中の

報酬の請求権があるといふのではない。(大審院明治三十八年五月)

- 2 毎月の給料は、民法第六二四條第一項に従つて、期間の経過した後、すなはち、毎月末以後にこれを請求することができる。(大審院大正四年七月)
- 3 雇傭契約の報酬金は勞務に對する對價であるからして、とく別の定めがない限り、勞務者が勞務に従事しない以上、使用者は報酬金を支拂ふ義務を負担しない。(東京控訴院大正十三年五月)

四 解雇について

- 1 期間の定めのない場合
「當事者が雇傭の期間を定めなかつたときは、各當事者は何時でも解約の申込をすることが出来る、この場合に雇傭は解約申込後二週間を経過して終了す」(民法第六二七條)と規定してある。

たとへ、雇傭期間を定めなくとも解雇するには相當の期間を置かなくてはならない。被使用者によつて解雇されることは、單に契約が終了するだけではなくして、從

來の生活關係から全くはなれてしまふことである。ことに労働者が解雇されるときは、多くの場合經濟状態が悪くなつてゐるときであつて、雇主は、その補充はいくらでも、容易に得られるだらうが、これに反して、解雇された労働者は、その日から路頭に迷はざるをえない。はたして然らば、僅か二週間だけでもつて、解雇を合法化するかかる規定をどうして妥當な規定だといへるであらうか？

2 報酬の支拂を期間で定めた場合

この場合は、解約の申込は以後に對してのみすることが出来る。もし、その期間を六ヶ月以内の期間に定めたときは、當期の前年に、六ヶ月以上のときは、三ヶ月前にその申込をしなくてはならない。(民法第六二七條第二項、三項)だがこの規定は、被傭者のみに課された惡規定である。

3 當事者が雇傭の期間を定めた場合

この場合は當事者の特約によつて定まるのだが、次のやうな例外規定のあることが注意をひく。

雇傭の期間を五ヶ年以上としたり、又は當事者の一方は終身雇傭を續けるといふやうな契約は、當事者の一方は五ヶ年経過したら、何時でも三ヶ月前に豫告をして契約を解除することが出来る。商工業見習者の雇傭は十ヶ年経過した後でなくはいけない。(民法第六二六條)

商工業の見習者は十ヶ年経過しなくては、主人に對して、契約を解除することが出来ないといふのは餘りに長い。こんな長い期間の隸従は全く耐へられるものではない。(1)(2)

- (1) 雇傭契約は解約申入の後二週間を経過して終了するものであるから、この期間が雇入の責にならないやうな理由で勞務に従事することが出来ない場合は雇人に對して、この期間中は賃銀を支拂ふ義務がある。(東京地方裁判所大正九年十二月)
- (2) 同居の雇人が扶助を要する病氣にかかつたに拘はらず、その保護の責任をまぬがれたために、突然解雇の申入をして、直ちに強制的に立去らしめた場合は無保護の状態にいたのだからして、刑法上の「遺棄罪」となる。

なほ例外として、

「雇傭の期間を定めたときでも、やむを得ない事由があれば、直ちに解雇しても構はない。」といふ規定がある。

かういふ例外規定のあることを楯にして、不当な解雇を申渡されることが實際に起つてくる。もちろん、その事由が使用主の過失によつて生じた場合は、損害を賠償させることが出来る。だが、雇主に何等の過失もなく、ことに解雇の條件が被使用者の病氣のために、勞務に従事することが出来なくなつたといふやうな場合には、はたして、相當の費用を負担する義務がないといへるだらうか、民法は、これについては全く規定してゐない。僅に工場法、健康保険法に不十分な規定があるにすぎない。けれども、工場法の適用されない被使用者は全て、この場合に解雇手當を取ることができないのである。(3)

(3) 民法第六二八條は強行規定であるから、やむことを得ない事由がある場合でもなほ、一ヶ年前の豫告を必要とするといふ特約は無効である。(東京地方裁判所大

正四年二月)

ところで、この判例は次のやうに逆用されるであらう。「賃銀値上要求の目的を達するためにする一切の團體的意業は、かゝる要求の示威的目的を有するもので、雇傭契約當事者の信用關係は全く破壊されたのである。したがつて、使用者の契約の解除はやむを得ざる事由あるものとして、民法第六百二十八條による雇傭契約の解除と認め、といふやうに。だがわれわれはこれを強く否定しなければならぬ。

五 身元保険金について

身元保證金は、勞務者から——將來、雇傭契約について負擔することがある損害賠償の辨済に充てる目的で——前もつて、使用者に渡してをく金額である。

いつたい、身元保證金には二種あつて、一つは、前もつて、まとまつた一定の金額をつむことであり、二つは毎月の月給から積み立てられるものである。

そして、これらはすべて、法定利息——年五分——をつけて、ふえて行くものであり、雇主との契約がされたときには、いつでも、全部利息をそへて返済さるべき性質

のものである。

だが、こゝで問題になるのは後者である。といふのは、この金額については、法律上、特別の規定がないから、傭主の命ずるまゝに従ふ外はないし、實際に於ても傭主が任意に定めてゐる。その上、最も苦痛なことは、この保証金を、毎月の俸給、賃銀等から差引くのであるが、一般に特別の契約がないのだから無制限に積立て、行かなくてはならない。そして、この使用主の手許に積立てられた保証金については、特別の規定がないから、一たび傭主の事業が破たんすると、殆んど取返すことが不可能となる。もちろん、この保証金は雇傭関係が終了すれば當然返してもらへるものではあるが、それよりも、この乏しい俸給、賃銀の中から、毎月必ず永久無制限に、身元保証金のために、一定額を、さし引かれることは、大なる苦痛である。しかもその間を無利子の儘で積立て、おくのだから、言語同断である。

□

われわれは、以上において雇傭契約の一般を略記したが、これは、單に、プロレタ

リアートのみの問題ではなく、その他の雇傭関係——サラリマン、店員、番頭、等——にまで適用されるのであるから、現在では、かなりに重大な意味をもつものであらう。

ところが、上述の諸規定——中心規定——を通じてわれわれは、何を見せられたかといふに、大體、雇主側の利益のみが考へられてゐるために、それと利害の對立關係にあるところの被傭者(被搾取人)にとつては、「生命」「身體」「名譽」等について、ほとんど考へられたものはない。

被傭者は、その勞働力を商品として賣つたために、それ自身の名譽も生命をも、その附屬品として、傭人の自由に委せなければならぬといふ——人間の商品化——現象が公然として行はれてゐることを思ふとき、われわれは、その不當な金權萬能にたいして、こゝろから、人間解放の叫びを戦はざるをえない。

いかにも、わが民法は、ローマ法——獨逸化——日本化といふ過程において、その奴隷にたいする支配者の位置を繼承したにしろ、そしてまた、わが民法制定當時に

ける、日本ブルジョア階級の速やかなる發展の段階があつたにしろ、いまや、われわれは、プロレタリアートのために、國家内部において、もつとも基礎的役割をなすつづけてゐるプロレタリアート解放のために、わが國の法律が、こゝに是正されねばならず、また、われわれは、それを要求すべきことをモットーとせねばならぬ。
ことに、現在のわが工場法、健康保険法は、十人以下の労働者を使用する小工場や一般サラリーマンにとつては、何等の保護をも與へてゐないといふ事であるから、われわれは、その何れであるを問はず、これを保護助成するための規定を民法の雇傭篇にもり、または他の諸法規をもつて、實現させなければならぬ。(奈良)

二十一 解雇手当はどの位とれるか

問 解雇手当は法律上どの位とれるものであるかといふことを詳細解説教へて頂きたい。(田口博)

一

答 働かなければ食へず、稼げなければ一家を支へて行かれない無産者——しかも自ら働きたいと思つても働くべき仕事場をもたず、如何に稼ぎ度くとも雇うてくれるものがなければ稼いで一家を支へることの出来ない無産者にとつて、所謂解雇手当問題は深刻な問題はありません。と同時にこれほど實際問題として私共の交渉解決に頭をチヤマせられる問題がありません。といふのも結局する處、解雇手当問題の本質をつき詰めた重大意義が、未だ一般的に理解せられないための交渉解決難なのです。仍つて夫れ故、解雇手当要求戦術の解説の前提として、所謂解雇手当の本質に關する一應の解説を試みて、戦術應用の基礎知識に供したいと思ひます。

二

所謂解雇手当問題の深刻さに實感をもつ機會を有たない人達は、官公吏軍人等の恩給や、遺族扶助料やと、所謂解雇手当とを同一に考へて居るらしい。そして現行の誤れる官尊特權官公吏軍人等の恩給や、遺族扶助料やの殆んど貫へば貫ひ徳といふ官公吏軍人の特權に基いてゐるのと同じやうに、無産者の解雇手当もまた貫へばモラひ徳、

とればトリ徳でもあるかのやうに考へて居る人がある様に思はれます。

更らに大きい財閥の番頭を勤め上げた重役だの、高級社員だの、退職手当等といふものが一生寝て居ても食ひきれないほど多額なものであり、また、それを資本として新しい事業を開始することの出来るほど多額なものであることや、彼の在職中には、無能無力の非難をアビせて居りながら一旦退職したと爲れば途方もない多額——先達死んだ前大阪市長池上四郎が三十五萬圓も貰つたといふ、市長や助役やの退職慰勞金の觀念をもつて所謂解雇手当問題を交渉解決せんとして居るものゝある事は驚くべき觀念の錯誤であつて、所謂解雇問題の交渉解決をどんなに困難ならしめられるかも知れません。

なほ、念のために言うて置く事ですが解雇手当を要求しようとする人達の中にも同一の誤りに陥つて居る人があります。例へば、少しの怪我をしたといふに一生寝て食へるだけの解雇手当を要求しやうとするものがあつたり。また別に新しい就職口が出来たので自分から解雇をのぞんで解雇せられ乍ら、所謂解雇手当をとらなければ損

だと云ふ考へで、とれない解雇手当の要求に無駄骨の研究と交渉とを重ねさせられる場合があります。——最も自分で解雇をのぞんで解雇せられても解雇手当の取れる場合のあることは後に解説してありますからさういふ場合別として——斯うした場合の要求は、自分がそこで働いて雇主と一緒に金を残したものの分配を要求するか、或は、自分は少しもその分け前に預らずに、單り雇主のみが多額の金を自分の働きによつて残して居るといふ特殊理由の下に、所謂解雇手当でない功勞金の意味で解雇の際の分配を請求することにしなければならぬのです。

だから、所謂解雇手当要求の戦術は、先づ第一に、所謂解雇手当問題の内容如何と云ふ本質を究明してかからなければなりません。

三

私の所謂解雇手当要求問題に痛感させられるものは、それこそ文字通りな生命の綱であり、また、生命の橋そのものです。そこに所謂解雇手当問題の本質的な深刻さがあるのです。といふのは、今まで、甲の仕事場に雇はれて細々ながらも一家族は生命

をつないで来た無産者が、突然の解雇處分を受けたために今度、新らしく乙の仕事場に雇はれて、細々ながらもその生命をつないで行かうとする場合、その甲の仕事場から解雇せられてより、乙の仕事場を見付けるまでの間でも、働かなければ食へません。稼げなければ一家を支へて行くことが出来ません。左様した無産者が、その働く甲の仕事場を失つたために自分の其の日を生きると共に、一家の其の月を支へる金がなければ文字通りに生命の綱が切れるのです。そこで甲の仕事場から解雇せられて、乙の仕事場へ雇はれるまでの間を——、働かなくとも——正しく云へば働き度くとも働くところが無いために働かなくとも生きられ、稼げてくれるところがなくとも、その間の生命をつないで行く事の出来る綱そのものが所謂解雇手當なのです。かうして、一身一家の生活と資源を奪はれた、甲の仕事場の収入から、新たに探がし當てた乙の仕事場の収入までの間を、渡りつなぐ生命の橋にもたとふべきものが、所謂解雇手當なのです。ここにこそ所謂解雇手當要求問題の深刻さがあるのです。

四

働いても、働いても満足に食ふことの出来ない資本主義社會のドン底に血と膏の搾取に喘がせられて居る労働者農民のある現代では、その働く仕事場を奪はれたからと云うて、働かずに食へるだけの解雇手當を取らうとしたところではあるものではありませんが、また、左様した解雇手當要求の問題を自分のみの生活保障のために要求したところで十分の結果を獲得せられる譯のものではありません。だから所謂解雇手當要求の問題はあくまで一身一家の生命問題として働くべき仕事場を奪はれた無産者の生活を奈何せんと云ふ深刻な問題として、階級的力に頼る要求の展開を期さなければなりません。左様する限りに於て、所謂解雇手當の要求は必ずとれるだけは之を取り得ると同時に、その取り得た事に階級的力の勝利が光るのです。

處で、斯うした解雇手當の要求も、大きい會社工場の解雇問題だと、労働争議の原因にもなるし、また其の解決の條件によるのだから、別に小面倒クサイ交渉をしなくとも良いのですが、眞に悲惨な解雇手當要求の問題は、大工場や、大會社が事業緊縮のために、人員淘汰をするといふやうな場合ではなくて、むしろ解雇せらるゝ個人に

解雇原因の存する場合が多いのです。

例へば、病気で歸國するとか、或は一家の事情で歸國するため解雇されるときか、或は兵役その他一身上の問題で解雇される場合の解雇手當要求問題こそは、その解雇せられるものにとつての淋しさも悲しさもこれに上越たものはないのです。にも拘らず、かうした場合の解雇手當要求問題を労働組合へもつて行つても個人の問題だからというて容易に取り上げてくれません。そのことは、戦旗に書いた片岡鐵兵氏の「ある経験」にも一職工が賃銀の支拂請求を某労働組合へ頼みに行つても相手にせられなかつた一節がある筈です。

五

また「法律戦線」荏原支局の本田氏がある友人の解雇問題について、時の總同盟で一人許りの解雇手當要求を取扱つては居られないと云うたのに憤慨して、所謂「棺桶」事件と云ふものを引起した事がある位です。

其の事件の内容は随分奇抜なものだつたから要領を摘記してみますが、犬猫の首を斬る如くに職工の首を斬るのは怪しからん。こんな首の斬り方をして、一文の解雇手當を出さないと云ふことは殺したも同様だ。そして殺したものは葬る責任があると思ふから、葬つて呉れ、棺桶だけは用意して来た。そして會社のあまりにも非道いやり方を永久に記念する如くに戒名も書いて来たというて「犬猫院首吳居士」と云ふ位牌と、棺桶とをカツギ込んで解雇手當を要求したのが脅迫になると云うて起訴せられたのでした。けれどもその眞意に寓する本田氏等の純情と義憤は現代ブルジョア裁判所さへも之を罪するに忍びずと云ふて無罪にしたのでした。

斯うしたエピソードを見ても判る如くに個人の解雇手當要求問題は最も深刻な生命の綱の問題なのですから大勢の労働者が大會社や、大工場で解雇せられた場合には解雇手當要求の爭議を起すことにもなるのですが、一人や二人やの解雇手當の要求は労働組合等であまり親切に取扱つて呉れない傾向があります、そのために、左様した一人乃至少數解雇者の所謂解雇手當要求問題が、私共の所へも持込まれて来るのでせうが、というて私共もまた、その一人や二人やの解雇手當要求を殆んどかゝり切りに取

扱つて凡ての人の満足に行くやうに交渉解決してやることは不可能です。夫れ故私共の所へ相談を持ち込んで来る解雇手當要求の問題を日々交渉しては居られませんしまた、之れを裁判所へもち出してみたとこで一年も二年もかゝつたのでは裁判の結果幸ひ解雇手當を取る事が出来ても所謂生命の綱にもならなければ生命の橋渡しにもならず結局生命の綱がつかげません。夫れ故私は左様した解雇手當要求の相談を受けた場合にはぜひ被解雇者自身にその交渉解決法規関係の解説を試みて一切の戦術を呑み込んで貰うて被備者自身が之を交渉解決することを主として居ります。またどうしてもさうしななければならぬ性質のものです。

さうした意味で所謂解雇手當問題に頭をナヤマして居る私は、資本主義末期必然の不景氣と政争の激化に伴ふ政變毎の解雇問題は愈々益々多くなるに違ひないと思ふと同時に、所謂解雇手當要求問題も亦、愈々多くなるに違ひないと思ふので、それに備ふる一切の解雇手當要求に關する戦術を解説してみます。

六

順序として、所謂解雇の意義から詳説して行きますが、法律上からみた解雇は、官吏軍人、官業務員級労働者叙任解雇の形式に依る公法関係のものと、官廳、公署、會社、商店及個人事業従業員や工場労働者等の雇傭契約の形式に依る刑法関係のものとの二つに分類して解説しなければなりません。だが、前者の叙任解雇形式に依る公法関係のものは矢張り退職、免職(免官)の辭令を出した時が、所謂解雇でありますし、後者の雇傭契約的形式に依る私法関係のものは矢張り文字通りの解雇の文書、または、口頭に依る言渡しを受けた時が所謂解雇と云ふ事になるのであります。

従つて左様した公法関係、私法関係の兩者を通じて問題となるのは、所謂解雇に抗議する爲に、所謂解雇文書——公法関係の退職・免職・辭令——、私法関係の解雇通知を受け取らなかつたならどうするかと云ふことです。これは實際問題としても、別に例のある事なのですが、法律上から見た解雇文書は、その解雇文書そのものに解雇すると書いてあるからと云うて直ちに解雇の效力を生ずるものではありません。所謂解雇文書は、只だその形式だけのもので、その形式的解雇文書に實際上の效力を内容